新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称) 整備基本構想 (最終案)

令和5年3月

大 阪 市

目次

第	1章	重 基本構想の策定に当たって	• • •	P1
	1	背景と趣旨		
	2	基本構想の策定の目的		
	3	基本構想の策定以降の必要なプロセス		
第	2 章	■ 障がい者スポーツの現状と課題	• • •	P4
	1	スポーツ・障がい者スポーツの概念		
	2	障がい者スポーツを取り巻く状況の変化		
	3	本市障がい者スポーツ振興施策に関連する計画		
	4	市内障がい者の状況等		
	5	本市の障がい者スポーツ振興施策		
	6	障がい者スポーツセンターの概要		
	7	周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等		
	8	建替えに関する利用者ニーズ		
	9	障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツセンターの課題と方向性		
第	3 章	を一社会環境の状況等	•••	P20
	1	社会環境の状況		
	2	戦略会議の方向性と建替えに向けた今後の検討の留意事項		
	3	施設整備に関連する本市の主要な計画、指針・施策等		
	4	マーケットサウンディング(市場調査)の結果概要		
第	4 章	団 基本構想の基本的な考え方	• • •	P25
	1	基本理念・コンセプト		
	2	コンセプトを踏まえた基本的な整備・運営方針		
	3	施設が果たすべき役割と今後の方向性		
	4	施設の名称		
第	5 章	重 建築計画の考え方	• • •	P28
	1	建築計画の基本的な考え方		
	2	現在の諸室の利用状況等		
	3	必要な諸室・機能の検討		
	4	複合化等の検討		
	5	諸室・機能、規模の建築モデル案		
	6	適正な規模の検討		
	7	整備場所の検討		

5	• • •	P48
え方		
t		
方	•••	P61
え方		
い等の検討		
検討		
後の課題と整備スケジュール	•••	P66
題		
	•••	P67
	だえ方 ち まえ方 ない等の検討 後の課題と整備スケジュール	きえ方 た ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

[※] 法令等や他の文書を引用する場合を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については 「害」の字をひらがなで表記しています。

第1章 基本構想の策定に当たって

1 背景と趣旨

(1) 施設の開設

大阪市では、全国初の障がい者専用のスポーツ施設として、昭和 49 年に長居障がい者スポーツセンターを開設し、その後利用者の増加に伴い、平成 9 年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

(2) 障がい者スポーツセンターが果たしてきた役割

この間、本市障がい者スポーツセンターでは、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむ事ができる」という基本方針のもと、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人のニーズに応じたスポーツの指導等を行っています。

長居障がい者スポーツセンターは、交通至便な長居公園内に設置し、周辺にも様々なスポーツ施設が設置されているなど、長居公園にある優位性から、障がい者の健康維持・増進のみならず、外出や他者との交流、仲間づくり、いきがいや生活の質の向上により、自立と社会参加の促進につながる施設として大変重要な役割を果たしています。また、各種スポーツ教室の開催や障がい者スポーツ用具の開発、指導者の養成など、これまで全国の障がい者スポーツの発展を牽引してきました。

舞洲障がい者スポーツセンターは、宿泊・研修施設を併設し、各種競技大会の開催や合宿等にも活用されており、両センターが障がい者スポーツの拠点施設として連携しながら、障がいのある人の健康づくりからリハビリテーション、レクリエーションのほか、競技スポーツまで幅広いニーズに対応するとともに、障がいへの理解促進にも大きく寄与してきました。

これまで多彩なメニューを展開し、全国1位(長居)、2位(舞洲)の利用者数があり、満足度も非常に高く、とりわけ、重度の障がいのある人、知的障がいのある人からは、安心してスポーツを楽しむ事ができる施設として高いニーズがあり、加えて、障がい者スポーツ指導員等の育成拠点としても重要な役割を担うなど、障がい者スポーツ振興を通じて、障がい者の福祉の増進に寄与しています。

(3) 施設のあり方検討の実施

時代の経過とともに、利用者の増加、利用目的やニーズが多様化する中、長居障がい者スポーツセンターの老朽化が進行してきたことを受け、今後も障がい者スポーツ振興の拠点施設として存続、機能を強化していくため、令和元年度から障がい者スポーツ振興とスポーツ施設のあり方検討を実施しました。

令和3年度には、地域における障がい者スポーツの現状把握や持続可能な施設マネジメントの観点から改めて障がい者スポーツセンターの今後のあり方について検討を行った結果、令和3年11月17日開催の大阪市戦略会議(以下「戦略会議」という。)において、長居障がい者スポーツセンターの老朽化の対応として、建替えなどの方向性を決定しました。

(4) 利用者ニーズの把握

建替えの方向性の決定を踏まえ、建替え後の施設や設備及び規模等を検討することを目的として、 令和4年2月から3月にかけて利用者等へのアンケート調査を実施しました。

そのアンケート結果により明らかになった利用者ニーズ等を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)整備基本構想(以下「基本構想」という。)の検討を進めることとします。

2 基本構想の策定の目的

これまで障がい者スポーツセンターが果たしてきた役割のもと、引き続き障がいのある人にスポーツの機会を提供し、障がいのある人の健康維持・増進、いきがいや生活の質の向上など、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事できる障がい者専用スポーツ施設としての運営を重視し、また障がい者スポーツ指導員等の育成拠点として、その機能を継承、発展させていく必要があります。

長居障がい者スポーツセンターの建替えに当たっては、そうした機能を継承、発展していくとともに、誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、さらなる障がい者スポーツ振興を通じた共生社会の実現に向けて、建替え後の「新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)」が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設としての役割が果たせるよう、各区スポーツ施設をはじめ、地域の多様な主体と連携しながら取組を進めることが重要です。

また、これまで長居障がい者スポーツセンターをはじめとする長居公園で育まれてきた仲間とのつながりを大切にしながら、障がい者スポーツの体験などを通じて、障がいのあるスポーツ未実施者の掘り起こしのほか、障がいのある人同士のみならず、障がいのある人・ない人との交流の機会を創出することにより、障がいや障がい者スポーツへの理解が深まります。

さらには、多様化する利用者ニーズに、より効果的に対応し、サービス向上を図るとともに、戦略会議における方向性や今後の留意事項を踏まえながら、より効率的に実施することにより経費の縮減等を図る必要もあります。

そのため、本市では、障がい者スポーツの現状と課題、社会環境の状況等を踏まえつつ、新たな長居 障がい者スポーツセンター(仮称)の基本理念・コンセプト、建築計画、事業計画及び運営計画につい て、基本的な考え方を取りまとめることを目的として基本構想を策定します。

また、次項で示すとおり、この基本構想の策定から新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)が 完成するまでには様々なプロセスを要します。この基本構想において、今後導入する施設の機能やコス ト等の検討結果など、完成までの進捗過程を見える化し、利用者をはじめとする多くの市民の方々に施 設や障がい者スポーツを知っていだだき、また様々な意見を伺いながら、適宜反映することで、より良 い施設にしていくとともに、市政運営の透明性を確保していきます。

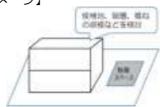
今後、この基本構想で示した基本的な考え方のもと、施設の機能や規模等の詳細についてさらに検討を進め、基本計画の策定につなげていきます。

3 基本構想の策定以降の必要なプロセス

基本構想 の策定

- 施設整備のコンセプト、建築計画、事業計画等の「基本的な考え方」 を取りまとめた「基本構想」を策定します。
- ・ 基本構想では、整備候補地、導入機能、その概ねの規模、配置イメージなどをまとめます。

【イメージ】





基本計画 の策定

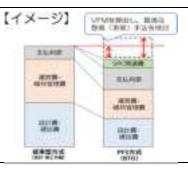
- ・ 基本構想で示した建築計画、事業計画等の考え方に対して、肉付けを した「基本計画」を策定します。
- ・ 基本計画では、設計与条件を整理し、施設イメージの概念、概算事業費などをまとめます。

【イメージ】 無対上の傾向の危機場所等を検討し、立意・影響をイメージルース等を作成



PFI 導入可能性調査

- 基本計画を踏まえ、PFI 事業範囲や 事業スキーム、官民リスク分担等を 検討し、VFM評価を実施します。
- 民間事業者への市場調査、VFM 評価 のもと、整備・運営における整備(事 業) 手法を決定します。
- ※ 整備(事業) 手法については、第6 章を参照



決定した整備(事業)手法に基づき、設計・施工を実施

基本設計

- ・ 基本計画を踏まえ、意匠を決定し、建築、電気設備、機械設備の基本 設計を実施します。
- ・ 基本設計では、構造や配置、レイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を「基本設計図書」として取りまとめます。

実施設計

- ・ 基本設計に基づき、施工を考慮したデザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を行うとともに、工事費の具体的な積算を実施します。
- ・ 建築、電気設備、機械設備工事の発注のため「実施設計図書」を作成し、計画通知を申請し、建築確認後、各工事に着手します。

施工

・ 実施設計図書に基づき、建築、電気設備、機械設備工事を実施します。(既存施設の解体工事等の実施時期は整備場所によります。)

完成 (竣工~開館)

竣工から準備業務が整った後、新たな長居障がい者スポーツセンタ 一(仮称)が開館します。

1 スポーツ・障がい者スポーツの概念

(1) スポーツについて

ア 国の「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の前文冒頭において「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」と示されています。

国のスポーツ基本計画において、「スポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に『文化としての身体活動』を意味する広い概念である。」と示され、スポーツ基本法制定以降、その前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、施策が展開されてきました。

イ スポーツの価値

国のスポーツ基本計画において、「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的に」参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心を豊かにする「Well-being*」の考え方につながるものとして、こうした「スポーツの価値」を基本としつつ、スポーツを通じて様々な社会課題を解決したりすることができるという側面を持つ「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」という観点もあると示されています。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)においては、「人々の満足度」と示されています。

(2) 障がい者スポーツについて

「スポーツ」については、スポーツ基本法の前文に示されている一方で、法令等において、「障がい者スポーツ」の明確な定義は示されていませんが、本市では、スポーツ基本法に掲げられているスポーツ、つまり、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であって、健康づくり、リハビリテーション、レクリエーションのほか、競技スポーツまで多岐にわたるもので、かつ、障がいのある人が取り組むものを総称して「障がい者スポーツ」と捉えています。

(3) 障がい者スポーツに関連する様々なスポーツの呼称

障がいのある人のスポーツの国際的な競技大会である「パラリンピック競技大会」で行われる競技を中心に障がいのある人が行うスポーツは「パラスポーツ」と呼ばれています。最近では、東京 2020 大会後のレガシーとして障がい者スポーツへの理解や日常的にパラスポーツの名称も使用されていることなどから、令和3年10月には、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に名称変更されました。パラリンピック競技大会以外にも、聴覚障がいのある人のための大会として「デフリンピック競技大会」、知的障がいのある人の大会として「デフリンピック競技大会」、知的障がいのある人の大会として、「Virtus (ヴァータス) グローバル競技大会」などが開催されています。

パラリンピックの正式種目であるボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がいのある人ために考案されたものですが、誰もが取り組みやすいということで、障がいのある人のみならず、障がいのない人も一緒に競技を楽しむ場面が増えています。このように、障がいがあってもスポーツができるよう、ルールや用具を実践者の障がいの種類や程度に適合(adapt)させることによって、高齢者、子ども、体力が低い人など誰もが参加できるという「アダプテッド・スポーツ」や、障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に実践できるという意味の「ユニバーサルスポーツ」、障がいの有無、年齢、性別に関わらず全ての人々を包含(inclusive)したという意味での「インクルーシブスポーツ」などの言葉があります。

この他にも、創意工夫により誰もが楽しめる「ニュースポーツ」や「ゆるスポーツ」、テクノロジーを活用して年齢や障がいなどの身体差を解消した「超人スポーツ」などの新たなスポーツが生み出され、障がいのある人を取り巻くスポーツは多様化しています。

この基本構想では、これらの新たなスポーツも合わせて「障がい者スポーツ」と表現しています。

2 障がい者スポーツを取り巻く状況の変化

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

新型コロナウイルス感染症の影響により1年開催を延期し、 無観客により開催されました。国籍、性別、年齢、障がいの有 無に関わらず、多様な人が集い、大会を通じ共生社会に対する 理解・関心が高まりました。

また、長居・舞洲障がい者スポーツセンターの利用者を含む 本市ゆかりの選手が活躍しました。

東京 2020 大会にかかる 市長特別表彰式の様子 (令和3年11月11日)

(2) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツを取り巻 く環境が変化しています。

緊急事態宣言の発出などに伴い、本市障がい者スポーツセンターでは休館を余儀なくされ、再開後も感染拡大防止のため、利用方法の変更を行うなど利用者が大幅に減少しました。

そのような中で、コロナ禍に対応した自宅等でもできる運動の動画配信、オンラインによるスポーツ教室の取組を実施しています。



障がい者スポーツセンターにおける 動画配信、オンライン教室の様子

(3) 第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁)

令和4年度からの第3期スポーツ基本計画が策定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、重点的に取り組むべき施策とともに、スポーツの価値を高めるため、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすため、「新たな3つの視点*」とそれらを支える施策が示されています。具体的には、多様な主体におけるスポーツの機会の創出やスポーツ界における DX (デジタルトランスフォーメーション)の推進、スポーツを通じた共生社会の実現などの項目について、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むこととしています。

障がい者の週1回以上のスポーツ実施率40%(若年層は50%)程度の目標は継続し、今期から、 障がい者の年1回以上のスポーツ実施率を70%(若年層は80%)程度、障がいのない人(一般成人) を含め、障がい者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度とすることを新たな施策目標 として追加しています。

* 新たな3つの視点

① スポーツを「つくる/はぐくむ」

▶ 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な 手法・ルールを考え、作り出す。

②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる

▶ 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

③ スポーツに「誰もがアクセス」できる

▶ 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が 生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

(4) 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書

文部科学省において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを 通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、「障害者スポーツ振興方策に関する検討 チーム」を設置し、障害者スポーツの振興方策について議論されました。同検討チームにおいて、令 和4年8月に示された基本的な考え方・方向性は以下のとおりです。

- ◆ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の 考え方を施策全般において推進
- ◆ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等 の活用も含め、多面的に取り組む
- ◆ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績 への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要
- ◆ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方 公共団体の体制整備に向けた改革が急務

3 本市障がい者スポーツ振興施策に関連する計画

(1) 大阪市スポーツ振興計画

本市では、令和4年度からの第2期大阪市スポーツ振興計画を策定し、「誰もがスポーツを楽しめる元気あふれる大阪のまちをめざします」を基本理念として掲げ、SDGs の達成にスポーツで貢献していくこととし、同計画に基づく施策を総合的に推進しています。

同計画では、「健康・生きがい」「活力」「コミュニティ」の3つの目標と、それに基づく指標を設定し、様々な取組を実施することとし、障がい者スポーツに関しては、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりや習慣化、障がい者スポーツや障がいへの理解促進に取り組み、誰もがともに楽しめる機会や環境づくりに取り組むこととしています。

(2) 大阪市障がい者支援計画

令和3年度に策定した大阪市障がい者支援計画では、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に おける「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人 として尊重されるものである」との理念に基づき、これまでの取組や障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律(平成25年法律第65号)の趣旨等を踏まえ、同計画に基づく施策を総合的に推 進しています。

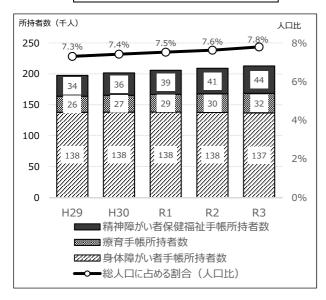
同計画では、「個人としての尊重」「社会参加の機会の確保」「地域での自立生活の推進」の3つを基本方針として様々な取組を実施することとしています。障がい者スポーツに関しては、障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、障がいのある人もない人も誰もが身近な地域でスポーツを一緒に親しみ楽しめる機会や環境づくりに取り組んでおり、さらなる障がい者スポーツ振興を通じて、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要としています。

4 市内障がい者の状況等

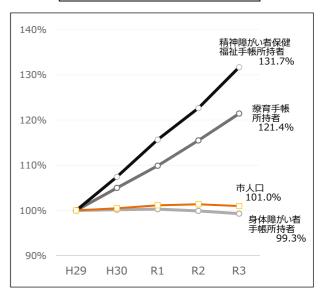
(1) 障がい者手帳所持者数の推移

令和3年度末の市内の障がい者手帳所持者数は212,788人で対人口比7.8%となっています。 身体障がい者手帳の所持者数を除き、年々増加しており、全国も同様の傾向にあります。

大阪市の障がい者手帳所持者数の推移

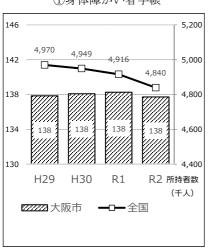


平成 29 年度を 100%とした場合の推移

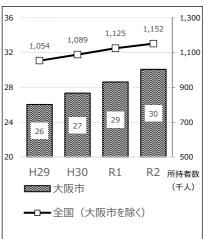


大阪市と全国(大阪市を除く)の障がい者手帳所持者数の推移の比較

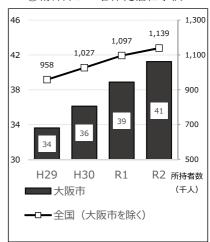
①身体障がい者手帳



②療育手帳



③精神障がい者保健福祉手帳



※ 各図表は、各年度末における人数を掲載(厚生労働省の「福祉行政報告例」、「衛生行政報告例」、大阪市の 「住民基本台帳人口・外国人人口」のデータをもとに作成)

(2) 障がい者のスポーツの状況等

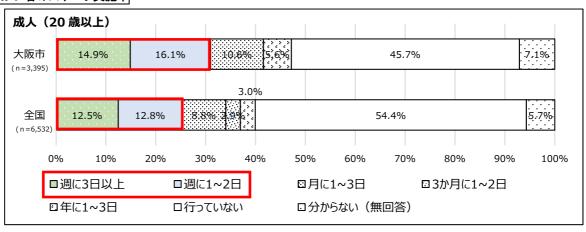
ア 障がい者のスポーツ実施率

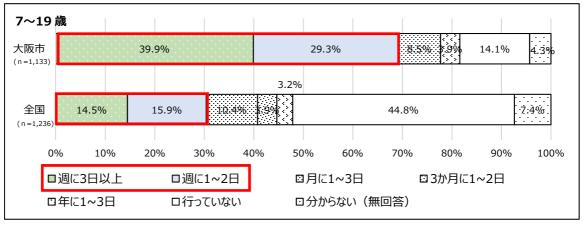
令和元年度における市内障がい者(成人[当時は20歳以上])の週1回以上のスポーツ実施率は31%(全国平均25.3%)であり、全国平均を上回るものの、国のスポーツ基本計画に掲げる目標である週1回以上40%、年1回以上70%には未到達となっています。

また、約半数の障がい者がスポーツを全く行っていないことが判明しました。

(※ 令和4年12月頃に障がい者等基礎調査を実施し、最新の状況を把握予定。)

障がい者のスポーツ実施率





※ 大阪市:「令和元年度大阪市障がい者等基礎調査」をもとに作成

全 国:「令和元年度障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究報告書(スポーツ庁)」をもとに作成

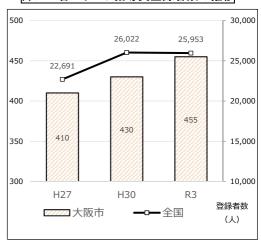
イ 障がい者スポーツ指導員

障がい者スポーツ指導員は、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び加盟団体等が公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者であり、身近な地域における障がい者スポーツをささえる人材として重要な役割を担っています。

本市では、令和元年度から各区スポーツ施設の職員 を対象とした指導者の養成に取り組み、最近では登録 者数が増えています。

※ 公認スポーツ指導者登録者数都道府県別一覧(公益財団法 人日本パラスポーツ協会)をもとに作成(各年度末現在)

障がい者スポーツ指導員登録者数の推移



5 本市の障がい者スポーツ振興施策

(1) 障がい者スポーツセンターの運営(指定管理事業)

長居・舞洲障がい者スポーツセンターにおいて、専門性の高い指導員を配置し、スポーツ指導にあたるほか、スポーツ教室など各種講習会を開催するなど、障がい者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供しています。

(写真)スポーツ教室の様子[左:ボッチャ教室・右:水泳教室]





(2) 障がい者スポーツ振興事業(委託事業)

障がい者スポーツの普及と市民の障がいへの理解を深めるため、市障がい者スポーツ大会や地域 親善交流会等を開催するほか、身近な地域における障がい者スポーツ活動をささえる障がい者スポーツ指導者の養成などに取り組んでいます。

(写真)左:市障がい者スポーツ大会・右:地域親善交流会の様子





(3) 国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会(共催事業)

障がい者スポーツの普及をめざし、国際交流に資するため、世界の強豪女子チームが参加する車い すバスケットボール競技大会を開催しています。

(写真)大会の様子





(4) 障がい者スポーツ振興ふるさと寄附金

大阪市障がい者スポーツ振興の取組を知ってもらい、応援してもらう仕組みづくりとして、ふるさ と寄附金(納税)制度を設けています。

(5) 各区における障がい者スポーツ振興の取組

各区役所と地域団体等が連携し、障がい者スポーツ振興の取組を推進するとともに、そうした取組 を通じて、障がいや障がい者スポーツへの理解促進のための周知及び啓発に取り組んでいます。

6 障がい者スポーツセンターの概要

(1) 施設の概要

ア 設置根拠条例

大阪市障害者スポーツセンター条例(平成17年条例第119号)

イ 設置目的

障がい者に対し、スポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツに関する講習会等を開催することにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

ウ 各施設の概要

	長居障がい者スポーツセンター	舞洲障がい者スポーツセンター
所在地	大阪市東住吉区長居公園 1 番 32 号	大阪市此花区北港白津二丁目1番46号
開設	昭和 49 年 5 月 2 日	平成9年10月1日
敷地・延床面積	13, 273 m² • 8, 503 m²	18, 120 m² · 14, 374 m²
推生	鉄骨及び鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨)
構造	2 階建て、一部平屋建	6 階建て
	体育室、トレーニング室、プール、	アリーナ、トレーニング室、プール、
主な施設機能	卓球室、ボウリング室、屋外運動場、	卓球室、ボウリング室、多目的広場
	会議室、研修室	会議室、宿泊研修施設

(2) 主な実施事業

大阪市障害者スポーツセンター条例第3条に基づき、両センターでは、次の4つの柱に基づく事業 を実施しています。

ア スポーツ活動の機会の提供

- 個人・団体利用者のスポーツ指導等
 - ・ 専門性の高い指導員を配置し、利用者の障がいや健康状態、目的に応じた指導を実施しています。
- スポーツクラブの育成と支援
 - ・ スポーツを通じた仲間づくりや技術の向上、スポーツ活動の場として、公認スポーツクラブ 制度を設け、その活動の育成や支援をしています。

イ 各種講習会の開催

- スポーツ教室事業
 - ・ 障がいのある人とその家族・友人がスポーツ及びレクリエーション活動に親しみ、健康で豊かな生活を送ることができる機会を提供するため、各種スポーツ教室を開催しています。
- スポーツ・レクリエーション交流事業、文化交流事業
 - ・ 日頃の成果を示す場として、競技スポーツ大会や仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの 生活化を進めるため、スポーツ・レクリエーション交流事業等を開催しています。

ウ 人材育成

- 障がい者スポーツ指導者の養成
 - ・ 障がい者スポーツをささえる人材を育成するため、スポーツ推進委員や区スポーツ施設等 の指定管理者の職員を対象に障がい者スポーツ指導員資格を取得するための講習会を開催 しています。
- ボランティア等の育成
 - ・ 障がい者スポーツセンターが実施する事業について、ボランティア活動の機会を提供する ほか、大学生・専門学校生などの実習の受入を実施しています。

工 普及啓発

- 障がいの理解講座
 - ・ 障がいのある人とその家族のみならず、市民の障がいへの理解を深めるために、障がいとスポーツとの関わりなどについて、障がい当事者の体験やリハビリテーション等の医学的な知見をわかりやすく解説する講座を開催しています。
- 情報発信
 - ・ 障がい者スポーツセンターだよりの発行、ホームページや公式 LINE を通じて、実施事業の 周知や障がい者スポーツに関する情報を発信しています。

【参考】大阪市障害者スポーツセンター条例(抄)

(事業)

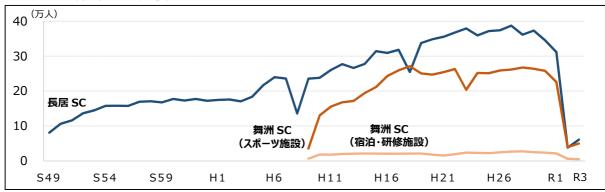
- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 障害者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
 - (2) 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催その他障害者のスポーツの指導
 - (3) 障害者のスポーツの振興を担う人材の育成
 - (4) 障害者のスポーツに関する普及啓発
 - (5) その他市長が必要と認める事業

(3) 利用状況

ア 開館からの延利用者数の推移

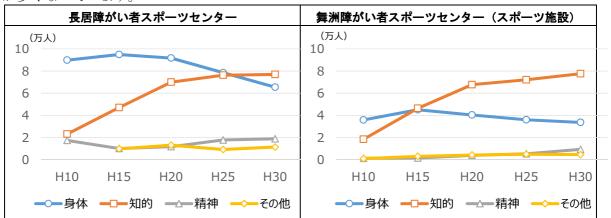
長居障がい者スポーツセンターでは、平成 21 年度以降、概ね 35 万人の利用者数で推移しており、舞洲障がい者スポーツセンター (スポーツ施設) では、平成 17 年度以降、概ね 25 万人の利用者数で推移しています。舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊・研修施設では、周辺地域における宿泊施設の増加に伴い、平成 28 年度をピークに利用者数が年々減少しています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和元年度末頃から長居・舞洲のスポーツ施設及び 舞洲の宿泊・研修施設いずれも利用者数が大幅に減少しています。(直近5年間の利用者数について巻末の参考資料2に記載)



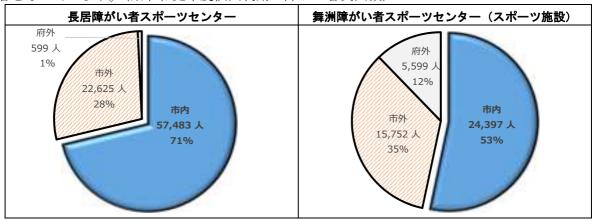
イ 障がい種別における利用者数の推移(個人利用・延人数)

長居・舞洲障がい者スポーツセンターともに、近年では、身体障がい者よりも知的障がい者の利用が多くなっています。



ウ 地域別の利用状況(個人利用・実人数)

長居障がい者スポーツセンターでは約3割、舞洲障がい者スポーツセンターでは約5割が市外利用者となっています。(※令和元年度個人利用の障がい者実人数)



(4) 運営収支

ア スポーツ施設使用料収入(大阪市の歳入 [指定管理者に徴収委託])

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長居障がい者スポーツセンター	667	549	574	122	289
舞洲障がい者スポーツセンター	2, 282	2, 219	1, 978	387	416
合計	2, 949	2, 768	2, 552	509	705

※ 個人利用:大阪府内に住所を有する障がい者、介護人は無料

団体利用:大阪府内に住所を有する障がい者で構成する団体で、その構成員が1/2以上で無料、

1/10 以上・1/2 未満の場合は半額

イ 指定管理者の収支決算

(大阪市長居障がい者スポーツセンター・大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの合計)

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
業務代行料	632, 301	632, 301	638, 605	638, 467	642, 475
利用料金収入(宿泊·研修室)	60, 605	53, 812	48, 328	15, 237	9, 423
自主事業収入	3, 313	6, 762	5, 854	3, 911	9, 076
その他収入	1, 021	1, 768	1, 160	485	939
収入合計	697, 240	694, 643	693, 947	658, 100	661, 913
人件費	283, 067	286, 382	272, 249	254, 734	272, 084
事業費	130, 600	138, 607	142, 773	93, 694	101, 566
事務費	220, 370	209, 097	224, 696	282, 458	266, 607
宿泊施設等支出	60, 605	53, 811	48, 328	15, 237	12, 742
自主事業支出	2, 619	6, 762	5, 854	3, 911	7, 248
支出合計	697, 261	694, 659	693, 900	650, 034	660, 247
収支差	▲21	▲ 16	47	8, 066	1, 666
総収入に占める業務代行料の割合	91%	91%	92%	97%	97%

【参考】業務代行料(大阪市の歳出)の内訳

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長居障がい者スポーツセンター	285, 351	285, 351	287, 792	285, 720	289, 457
舞洲障がい者スポーツセンター	346, 950	346, 950	350, 813	352, 747	353, 018
合計	632, 301	632, 301	638, 605	638, 467	642, 475

※ 業務代行料は、両センターのスポーツ施設部分の運営に関して支払い、舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊・研修施設は、指定管理者が収支均衡により運営するものとして、本市は業務代行料を支払っていない。

(令和2年度までは、利用料金収入額をもとに舞洲就労支援所が運営)

7 周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等

この基本構想において、施設の建築計画等を検討するため、現在の障がい者スポーツセンターの機能 と類似する周辺施設及び他都市の障がい者スポーツ施設の状況等について調査を実施しました。

(1) 類似する周辺施設の状況

ア 障がい福祉施設

〇 公共施設

ウノセロぶ利田より状 乳	障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的とし				
広く市民が利用する施設	て、東住吉区に早川福祉会館を設置				
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する				
	ための法律(平成 17 年法律第 123 号)などに基づ				
支援を受ける人が特定される施設	き、此花作業指導所(此花区)、敷津浦学園(住之江				
	区)、心身障がい者リハビリテーションセンター(更				
	生療育センター)(平野区)を設置				

〇 民間施設

市内には、指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、指定一般・特定・障がい 児相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設が多数存在します。

イ スポーツ施設

〇 公共施設

各区スポーツセンター	スポーツやレクリエーションの場を提供し、市民の
	健康維持や増進を目的として、各区にスポーツセン
各区プール・トレーニング室等	ター、プール等を設置
	ヤンマースタジアム長居、ヨドコウ桜スタジアム、
7 A 10 ##+++++==== 6**	丸善インテックアリーナ大阪、丸善インテック大阪
その他競技施設等	プール、ITC 靭テニスセンターなど、国際的な競技大
	会などにも対応した施設のほか、様々な施設を設置

〇 民間施設

市内には、民間事業者が運営するトレーニングジム、フィットネスクラブが多数存在しており、最近では、利用者の様々な目的やニーズに対応したパーソナルジムや 24 時間型ジムなどが増えるなど、多様化しています。

その他、スイミングスクール、卓球スクール、ボウリング場、テニス場、フットサルコート、ゴルフクラブなども存在しています。

ウ 宿泊施設

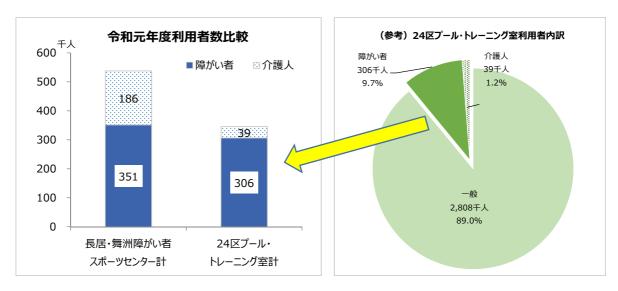
市内には、旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けた施設が1,700程度、特区民泊施設と住宅宿泊事業の施設等が4,800程度存在しています。

(※ 大阪市健康局健康推進部生活衛生課の「旅館業等の施設一覧[令和4年9月]」より)

(2) 障がい者スポーツセンター及び各区スポーツ施設の比較

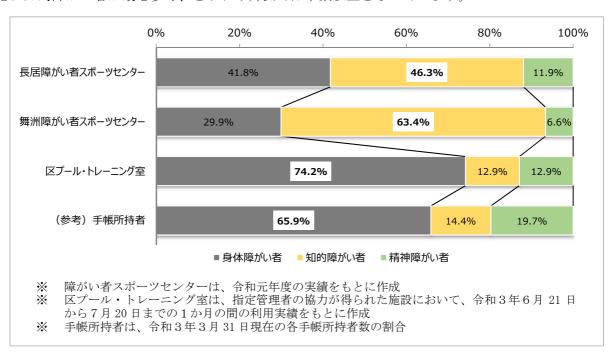
ア 各施設における利用状況の比較

障がい者スポーツセンター、全区のプール・トレーニング室における「障がい者」・「介護人」の利用者数の合計を比較したところ、区プール・トレーニング室では、障がい者スポーツセンターに 比べて「介護人」の割合が低く、1人での利用が多い傾向となっています。



イ 障がい種別における利用の内訳

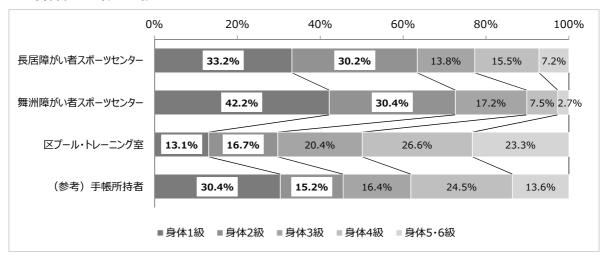
区プール・トレーニング室を利用する障がいのある人について、身体障がい者が約7割であり、 概ね手帳所持者の割合と比例しています。一方で、障がい者スポーツセンターでは、長居・舞洲と もに知的障がい者が最も多く、とりわけ舞洲では半数以上となっています。



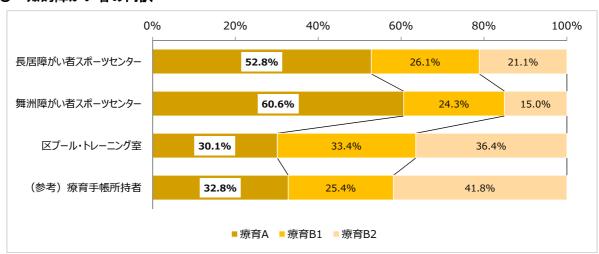
ウ 障がい種別における利用割合

各障がい種別ともに、長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、区プール・トレーニング室と 比べ、重度の障がい者の割合が高い傾向にあります。

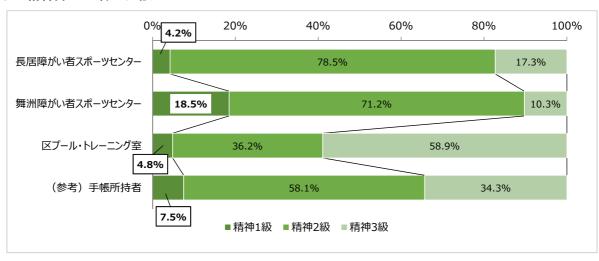
〇 身体障がい者の内訳



〇 知的障がい者の内訳



〇 精神障がい者の内訳



(3) 他都市の障がい者スポーツ施設の状況

ア 設置状況

令和2年度の調査では、全国には 150 の障がい者専用・優先スポーツ施設が存在**しています。 横浜市では、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールを設置しており、東京 2020 パラリンピック競技大会の開催を契機として、新たに「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」を令和2年1月にオープンしました。名古屋市では、名古屋市障害者スポーツセンター、名古屋市福祉スポーツセンターを設置しており、今後新たな障がい者スポーツセンターの整備に向けて、令和4年度に基本計画を策定する予定です。また札幌市では、札幌市身体障害者福祉センターを設置しており、令和12 (2030) 年の冬季五輪の招致に向けて、新たな障がい者スポーツセンターの整備をめざし、令和5年度に基本構想を策定する予定です。

(※出典:(公財) 笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」)

イ 主要な施設の諸室・機能の比較

他都市の主要な障がい者スポーツ施設では、下表のとおり基本的な機能として、体育室、プール、トレーニング室を有しています。

	開設年	体育室 プール トレーニング室	卓球室 (STT)	アーチェリー場	ボ [・] ウリンク゛ 室	会議室 研修室	宿泊室	その他主なもの
大阪市長居障がい者 スポーツセンター	S49 年 (1974 年)	0	0	0	0	0		
大阪市舞洲障がい者 スポーツセンター	H9 年 (1997 年)	0	0	0	0	0	0	
大阪府立障がい者 交流促進センター	S61 年 (1986 年)	0	0	0		0		運動場、生活訓練室、大ホール
東京都立障害者総合 スポーツセンター	S61 年 (1986 年)	0	0	0		0	0	運動場、庭球場、多目的室
東京都立多摩障害者 スポーツセンター	S59 年 (1984 年)	0	0	0		0	0	
横浜市障害者スポーツ 文化センター	H4 年 (1992 年)	0	0	0	0	0		トラック場、ローンボ・ウルス場、 テニスコート、シアター等の文化施設
名古屋市障害者 スポーツセンター	S56 年 (1981 年)	0	0			0		料理実習室
京都市障害者 スポーツセンター	S63 年 (1988 年)	0	0	0		0		
堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター	H24 年 (2012 年)	0						市民交流センター等の複 合施設
神戸市立市民福祉 スポーツセンター	H6 年 (1994 年)	0						市民福祉交流センター等 の複合施設
広島市心身障害者 福祉センター	S58年 (1983年)	0	0			0		趣味創作室、調理室、音楽室
福岡市立障害者 スポーツセンター	S59 年 (1984 年)	0	0	0		0		
北九州市障害者 スポーツセンター	H24 年 (2012 年)	0	0			0		スタジオ

- ※ 各施設のホームページをもとに作成
- ※ 障がい者の施設使用料(神戸市以外は無料、ただし、横浜市はボウリングのみ200円/ゲームを徴収)
- ※ 神戸市は、障がい者の施設利用料は一般の半額(土曜日のみ障がい者専用利用日として無料)

(4) 国内で今後開催される障がい者スポーツ大会等

国内では、令和6 (2024) 年に世界パラ陸上競技選手権大会が兵庫県神戸市で、令和7 (2025) 年にはデフリンピックが東京都で、令和8 (2026) 年にはアジアパラ競技大会が愛知県・名古屋市でそれぞれ開催される予定です。

その他、札幌市では令和12(2030)年の冬季五輪の招致活動が進められています。

8 建替えに関する利用者ニーズ

令和3年11月の戦略会議における建替えの方向性の決定を踏まえ、建替え後の施設や設備及び規模等を検討することを目的として、令和4年2月から3月にかけて利用者等へのアンケート調査を実施し、建替えに関する利用者の主な意見について整理しています。

(1) 建替え後の機能・サービス等に関するニーズ

ア スポーツ施設

(ア) 現在の長居障がい者スポーツセンターにある機能

機能	利用者が改善をしてほしいと意見のあった主なもの			
施設全体	規模の拡大、大人・こども用のスペース分け、競技種目の対応への拡充			
体育室	木製等の床、バスケットコート2面への変更、ランニングコースの設置			
プール	水深を一定、コースの増加、こども用プール、ジャグジーの設置、			
) —) レ	飛込ができる場所の確保			
トレーニング室	部屋の拡大、器具の充実			
卓球室 部屋の拡大、サウンドテーブルテニス室の新設				
ボウリング室 レーン数の増加、器具拡充(視覚障がい者用ボールの導入等)				
小体育室	小体育室 サッカースペースの設置やトランポリン等の器具の充実			
プレイルーム	こども用遊具等の設置			
アーチェリー場	50m撃への対応			

(イ) 現在の長居障がい者スポーツセンターにない機能

機能	利用者が導入してほしいと意見のあった主なもの
屋内施設	ボッチャ専用コート、スタジオ、e スポーツ、カーリング、ダーツ、
全 門	ビリヤード、ボルダリング、リハビリ施設、団体用の用具倉庫など
B. A. 北京	ランニングコース (自転車含む)、屋外グラウンド (野球・フットサル、
屋外施設	投てき種目等)、スケートボード、テニスコート、乗馬 など

イ 共用施設

機能	利用者が改善又は導入してほしいと意見のあった主なもの		
会議室 多諸室整備・拡大や防音対策、運動ができる空間			
ラウンジ	レストランの再開、軽食スペース・休憩室の設置		
ロビー・通路	設備改善(点字ブロック、スピーカー、照明、換気機能等)、通路幅拡大、		
ロしー・理的	階段の安全性向上、エレベーター増設		
更衣室	個室化や増設、家族更衣室やセキュリティ等の設備の充実、お風呂、サウナ		
文	の導入		
トイレ	箇所数の増、個室拡大、共用トイレ整備、こども用トイレ設置、設備の充実		
	(音声案内、背もたれ、ウォシュレット、空調、介助への配慮、ベッド)		
駐車場	歩車分離、車いす使用者用駐車場の増設、台数増加、駐車スペースを広げる、		
湖上 平 场	屋根付き・地下化		
その他	有料施設、ベビールーム、給湯室、複数の出入口、避難用設備の充実		
で 7月世	宿泊施設、コンサートホール、視覚障がい者の資料閲覧スペースの導入		

ウ サービス

予約や利用方法の改善、デジタル化の充実、わかりやすい情報発信、スポーツ教室やイベントの 充実などに関する意見がありました。

(2) 建替え場所に関するニーズ

現在の長居障がい者スポーツセンターがある長居公園内での建替え、また、工事期間中においても 継続して施設を利用できることを望む意見が多くありました。

9 障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツセンターの課題と方向性

これまでの現状等から次のとおり課題とその方向性の概要を示し、第4章以降で本市の考え方等を整理・検討します。

(1) 障がい者スポーツ振興の課題

- 障がいの種別や程度に関わらず、誰もがスポーツに参加する機会の確保
 - 個々の障がい特性、スポーツの目的等により利用する(しやすい)施設は様々であり、市内障がい者のスポーツ実施率の状況等を踏まえつつ、多様な主体との連携により、身近な地域におけるさらなる障がい者スポーツ振興が図られるよう検討します。
- 障がい者のみならず、社会全体に障がい者スポーツを普及していく仕組みづくり
 - 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じた障がい者スポーツへの関心の高まりを契機として、障がい者スポーツに関わる「する」・「みる」・「ささえる」人を増やし、 障がい者スポーツが持つ価値を多くの人々が共有し、意識が変化することで、障がいへの理解が 促進し、共生社会の実現につながるよう検討します。

(2) 障がい者スポーツセンターの機能面に関する課題

- 〇 利用ニーズ等の多様化による機能面への対応
 - ⇒ 施設の利用状況やニーズを踏まえ、必要な諸室・機能を検討します。
- 〇 利用者数の増加や感染症対策の実施に伴う狭隘化への対応
 - ➡ 上記と同様に利用状況等を踏まえ、最適な規模を検討します。
- 障がいのある人・ない人との交流の機会の創出
 - → 建替え後の施設のコンセプト等を踏まえ、諸室・機能と実施事業を検討します。
- 〇 持続可能な施設に向けた利用者負担のあり方の検討
 - ➡ 障害者基本法の趣旨等を尊重しつつ、概算事業費などを精査しながら利用者負担のあり方に ついて今後検討します。

第3章 社会環境の状況等

1 社会環境の状況

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連性

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016 (平成28) 年から2030 (令和12) 年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすものとして、包括的な17の目標が設定されています。

国連では、スポーツが社会の進歩に果たす役割は、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」と示されており、SDGs の 17 項目それぞれの達成に向けた課題に取り組む潜在的能力を備えた重要かつ強力なツールとして、スポーツがその役割を果たすことが期待されています。

本市では、SDGs 未来都市として、SDGs の要素を最大限反映し、2030 (令和 12) 年の SDGs の達成 に向けた取組を促進していくこととしており、さらなる障がい者スポーツの振興を通じて、その達成 に貢献していく必要があります。



(2) 社会情勢

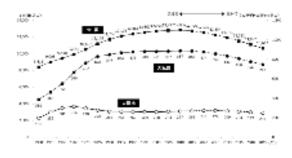
ア 人口減少、超高齢化社会

人口減少時代に突入したことを受け、国において ■ **人口総数の推移(全国・大阪府・大阪市)** は、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策 定し、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持 することを将来の方向性としています。

本市においても、近年増加傾向にあった人口は今 後減少に転じ、人口減少・高齢化が進展し、2045 (令和 27) 年には約 250 万人 (2015 「平成 27] 年 に比べ▲7.1%) にまで減少することが見込まれて います。

イ カーボンニュートラル

令和 2 年 10 月に政府は 2050 (令和 32) 年までに ■ カーボンニュートラルとは 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カー ボンニュートラル」をめざすことを宣言しました。 本市においても、2050 (令和32) 年「ゼロカーボ ンおおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030(令和 12) 年度までに温室効果ガス排出量を 30%削減 (2013「平成 25] 年度比) することを目標に地球 温暖化対策の取組みを進めています。



出典:大阪市人口ビジョン(令和2年3月改定)

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること を意味します



出典:環境省「脱炭素ポータル」

ウ デジタル社会

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、障がいの有無、年齢、所得、 地域、国籍等にかかわらず、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる、「誰一人取 り残されない」デジタル社会の実現に向けて、令和4年6月にデジタル庁において、「デジタル 社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。

第3期スポーツ基本計画では、スポーツ ■ DXの推進の主な具体的施策 界において DX を推進することで、様々なス ポーツに関する知見や機会を国民・社会に 広く提供することを可能とし、スポーツを 「する」「みる」「ささえる」の実効性を高め ることを政策目標としています。



出典:スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」

本市では、日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、 行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る DX を進めていくため、「大阪市 DX 戦略(仮称)」 を策定する予定であり、その戦略の策定に向け、令和4年4月に「Re-Design おおさか ~大阪市 DX 戦略の基本的な考え方~」を策定しました。

2 戦略会議の方向性と建替えに向けた今後の検討の留意事項

(1) 戦略会議の方向性

令和3年11月の戦略会議において、長居障がい者スポーツセンターの老朽化の対応として、建替えを行うことを決定しました。

現行の2館体制のあり方については、将来の施設需要を勘案しながら長居障がい者スポーツセンターの建替え完了後、5年を目途に利用状況や社会経済状況を踏まえ、改めて検討を実施することとしています。

(2) 今後の留意事項

建替えに向けて、詳細な検討を行うに際して留意すべき検討事項を示しています。

◆ 建替え用地の検討

・ 長居公園内において建替える場合には、建築基準法等による日影規制、都市公園法等による 建厳率の規制等について事前把握する必要がある

◆ 建替え時の施設計画における機能確保の検討

- ・ 建替え工事期間中においても継続してスポーツができるよう配慮する必要がある。
- ・ 感染症対策や、将来的な障がい者スポーツのニーズの変化等にも機動的に対応できる持続可能な施設計画とするべきである

◆ 他施設との複合化等の検討

・ 地域特性や施設特性を勘案しながら、他施設との複合化や多機能化により、効率的な施設整備に努める必要がある

◆ 整備・運営手法の検討

- ・ PFI 手法の導入など民間活用の可能性を積極的に検討する必要がある
- ・ ライフサイクルコストの低減化を図る必要がある

◆ 適切な利用者負担のあり方の検討

・ 障害者基本法第24条の趣旨を踏まえつつ、市外の利用者割合の状況から、適切な利用者負担 のあり方について検討をしていく必要がある

3 施設整備に関連する本市の主要な計画、指針・施策等

上記2(2)とともに、施設整備に関連して、留意すべき主な計画等を示しています。

(1) 市政改革

【市政改革プラン 3.1】

ア PPP/PFI の活用促進

限られた財源を有効に活用し、最適な公共サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、官 民の最適な役割分担のもと、コスト削減やサービス向上が期待できるものは、PPP/PFI などの民間 活力の活用の積極的な検討・導入につなげる必要があります。

イ 持続可能な施設マネジメントの取組の推進

将来の人口推移などを見据え、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントの取組を推進していく必要があります。

ウ 市民利用施設に係る手続きの利便性向上

施設利用手続き等において、オンライン化による利便性を向上する必要があります。

(2) 施設マネジメント

【大阪市公共施設マネジメント基本方針】

ア 規模の最適化

施設の複合化・多機能化による効率的な施設整備を進め、余剰地の売却や管理の一元化による維持管理費の縮減のほか、効率的かつ効果的な施設の整備や維持管理、運営と良質なサービスを提供するため、PPP/PFI 手法も含めた民間活力の導入の検討を進めていく必要があります。

イ 予防保全による長寿命化

適切な維持管理を実施し、長期的なコストの縮減・平準化を図るとともに、施設を長期に利活用するため、利用者の安全確保に努め、施設の長寿命化を推進していく必要があります。

ウ 多様なコスト縮減手法

省エネルギー化や ZEB 化に向けて、再生可能エネルギーやエネルギーの有効利用など、様々な環境配慮技術について、経済性や施設特性も考慮し、導入の検討を進めていく必要があります。

(3) 環境

【大阪市地球温暖化対策実行計画】

2050 年ゼロカーボンおおさかの実現に向けて、大阪市公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の省エネルギー・省 CO_2 化の推進、公共施設の ZEB 化の検討を行う必要があります。

(4) 緑化

【新・大阪市緑の基本計画】

みどりの魅力あふれる大都市・大阪の実現に向けて、施設整備においても、緑化推進及び緑地保 全による景観形成、防災・減災、環境保全・改善に貢献する必要があります。

(5) デジタルトランスフォーメーション (DX)

【Re-Design おおさか ~大阪市 DX 戦略の基本的な考え方~】→【大阪市 DX 戦略(仮称)】

データやデジタル技術の活用を前提に、社会環境の変化に的確に対応し、一人ひとりの多様な幸せ (Well-being) を実感できる都市への発展の実現に向けて、行政サービスの向上と徹底した業務効率化を図る DX を推進していく必要があります。

4 マーケットサウンディング(市場調査)の結果概要

本市では、障がい者スポーツセンターの整備や運営等に関して、基本構想の検討段階から民間事業者の自由な発想に基づく幅広い事業提案を求め、その提案内容を踏まえながら、基本構想を策定し、民間活力の導入によるサービスの向上と経費の縮減等が図られるよう、今後の条件整備に役立てることを目的としてマーケットサウンディング(市場調査)を実施しました。

(1) 実施スケジュール

実施要領の公表 令和4年6月22日(水)

説明会の開催 令和4年7月11日(月)・12日(火)

参加申込書・提案書の提出期限 令和4年8月17日(水)

対話(ヒアリング)の実施 令和4年8月23日(火)~25日(木)

(2) 実施結果の概要

ア 説明会参加事業者 14 者

イ 対話参加事業者 9者(建設関係事業者6者、設計関係事業者2者、施設運営事業者1者)

ウ 提案及び対話の内容(概要)

■ 施設の整備・運営への参入意欲等

▶ 各事業者ともに、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備や運営に関して、 参入意欲があることを伺うことができました。

■ 整備・運営に関するアイデアの提案

◎ 導入する諸室・機能、自主事業(便益施設)について

- ▶ 導入する諸室・機能について、スポーツ施設や共用施設に関して、事業者によって様々なアイデアの提案がありました。
- ▶ 自主事業について、飲食、カフェ、物販のほか、サービスに関して、事業者によって様々なアイデアの提案がありました。
- ▶ 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に宿泊室を導入することについて、各事業者ともに市場性は低いとの意見でした。

◎ 整備場所について

▶ 現在の長居障がい者スポーツセンターを運営しながら現地で建替える場合は、工期が長期化し、そのことに比例して工事費が増嵩するほか、安全対策に相当な配慮が必要であり、休止せざるを得ない機能もあるなど、様々な課題があることから、移転建替えの方がサービス、コスト面ともに良いのではないかと各事業者から意見がありました。

■ 最適な整備・運営手法

- ▶ 設計・施工分離の従来型方式、PFI方式、デザインビルド方式、ECI方式など、事業者により最適な整備・運営手法は様々でありました。
- ▶ 運営事業者を先行して選定し、その意見を反映しながら設計していくことは、利用者にとって使いやすい施設となり、より効果的・効率的な整備・運営が可能となるのではないかとの意見がありました。

■ その他

➤ 最近の社会情勢により、人件費・物件費が増嵩するほか、建設資材の発注から納入までの期間の長期化、令和6 (2024) 年度から建設工事における週休2日の確保の義務化も相まって、工期を従前より長く確保する必要があるのではないかと、様々な事業者から意見がありました。

第4章 基本構想の基本的な考え方

1 基本理念・コンセプト

「第2章 障がい者スポーツの現状と課題」と「第3章 社会環境の状況等」を踏まえ、建替え後の「新たな長居障がい者スポーツセンター (仮称)」のめざすべき方向性を示した基本理念、基本コンセプトを次のとおり示します。

■ 基本理念

みんながたのしみ、つながる 障がい者スポーツセンター

■ 施設の5つの基本コンセプト

◇ 障がいのある人がいつ一人で来ても、安心してスポーツを楽しむ事ができる

これまでの「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむ事ができる」という基本方針を継承し、専門性の高い指導員を配置しながら多彩なメニューを展開のうえ、健康づくりから競技力の向上まで幅広いニーズに対応することで、障がいのある誰もが気軽に安心してスポーツを楽しむ事ができる施設をめざします。

⇒ スポーツを通じて、障がいのある人とない人とが交流できる。

これまでの障がい者専用施設としての運営、立地する長居公園で育まれてきた施設や仲間づくり等の機能を重視しつつ、障がいのある人同士やその家族間との交流はもとより、障がいのある人とない人との交流、障がいへの理解や障がい者スポーツへの関心を高めるための機能を新たに追加し、共生社会の実現に向けた施設をめざします。

⇒ みんなでつくり、ささえあい、はぐくむことができる

これまでのスポーツを通じた仲間づくりのほか、障がい者スポーツ指導員やボランティア等の 育成拠点としての機能を強化することで、自主的なクラブ・グループの活動を育成し、サービスの 提供を受けるにとどまらず、みんなが主体的に参画できる施設をめざします。

⇒ デジタル技術も活用し、質の高いサービスを提供する

これまで実施してきたサービスは踏襲しつつ、最近のデジタル技術の進展を踏まえ、DX を推進し、様々な状況下や時代の変化においても、誰もがいつでも・どこでもスポーツを親しむ事ができる質の高いサービスを提供する施設をめざします。

⇒ 環境に配慮しながら、持続可能な施設マネジメントを推進する

省エネルギー・省 CO₂ 化に対応した設備の導入、緑化の推進等により景観や環境に配慮するとともに、効率的な整備や適切な維持管理・運営により、利用者の安全・安心を確保のうえ、施設の長寿命化を推進するなど、将来にわたって持続可能な施設をめざします。

2 コンセプトを踏まえた基本的な整備・運営方針

- ◇ 障がいのある人がいつ一人で来ても、安心してスポーツを楽しむ事ができる
 - ▶ ユニバーサルデザインを徹底追求した「みんなにやさしいスポーツ施設」
 - ▶ これまでのつながりを大切にした「継続性のある施設」
- ⇒ スポーツを通じて、障がいのある人とない人とが交流できる。
 - ▶ 立地を活かし、「様々な人々が自然に交流できる施設」
 - ▶ 誰もが気軽に障がい者スポーツに触れ、理解が深まるよう「体験できる施設」
- ♦ みんなでつくり、ささえあい、はぐくむことができる
 - ▶ 施設の利用やクラブ・グループ活動の育成を通じて、「自主的な活動ができる施設」
 - ▶ 指導者やボランティアなど、ささえる人を育成し、「みんなが参画できる施設」
- **◇ デジタル技術も活用し、質の高いサービスを提供する**
 - ▶ 予約等のデジタル化を図り、「利便性の高い施設」
 - ▶ DX を推進した「**先進的なスポーツ施設」**
- **◇ 環境に配慮しながら、持続可能な施設マネジメントを推進する**
 - ▶ ゼロカーボンおおさかの実現に貢献する「未来に誇れる施設」
 - ▶ サービス、安全・安心を前提に、ライフサイクルコストを意識した「持続可能な施設」

3 施設が果たすべき役割と今後の方向性

基本理念・コンセプト等のもと、戦略会議の方向性を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として、各区のスポーツ施設をはじめとする地域の多様な主体と連携し、障がい者スポーツを通じた「共生社会の実現」をめざします。

現在 両センターが拠点施設として連携しながら事業を展開	
3つの重点的な方向性のもと、 障がい者スポーツを通じた「共生社会の実現」をめざします。 多近な地域における障がい者スポーツの振興。 障がいや障がい者スポーツへの理解を促進。 障がいや障がい者スポーツへの理解を促進 本市障がい者スポーツ振興の 中核的な拠点施設	目途に

4 施設の名称

(1) 正式名称

現時点では、「新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)」とし、正式名称は今後検討します。

(2) 施設の愛称等

舞洲障がい者スポーツセンターは、「アミティ舞洲」の愛称で呼び親しまれており、アミティ (Amity) は英語で「親睦・友好」を意味しています。新たな長居障がい者スポーツセンター (仮称) についても、正式名称の決定の際に合わせて愛称等を市民から公募する方法又はネーミングライツにより得られた収入を施設のサービスの充実に活用することなどについて今後検討します。

なお、ネーミングライツについては、従来の金銭による対価に限らず、例えば、清掃などの「役務 提供」や、「施設で利用可能な物品の提供」など、金銭に代わる民間事業者等が持つノウハウやアイ デアを活かした様々な提案型の対価の可能性についても検討します。

第5章 建築計画の考え方

1 建築計画の基本的な考え方

本市の障がい者スポーツセンターでは、これまで専門性の高い指導員を配置し、安心してスポーツを楽しむ事ができる場所を提供し、特に、重度の障がいのある人、知的障がいのある人から高いニーズがあります。新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の建替えに際しては、これまでの利用状況やニーズとともに、将来のニーズの変化等にも機動的に対応可能な建築計画とする必要があります。

令和3年11月の戦略会議の方向性にあるとおり、将来的には人口減少に転じることが想定されていることから、現行の2館体制のあり方については、建替え完了後5年を目途に利用状況や社会経済状況を踏まえ改めて検討することとしています。

そうしたことを踏まえ、本章では、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設としての役割を果たし、様々なニーズ等に対応できるよう、舞洲障がい者スポーツセンターの機能も考慮のうえ、また将来の施設需要を勘案しながら、必要な諸室・機能、適正な規模、整備場所などの基本的な考え方を建築計画として取りまとめます。

2 現在の諸室の利用状況等

(1) 様々なスポーツ競技種目への対応状況

ア 障がい者スポーツセンターにおける東京 2020 パラリンピック競技大会種目への対応状況

	種目	対応	実施場所・用具の対応状況
1	車いすバスケットボール		
2	車いすラグビー		
3	ゴールボール	0	屋内競技(体育室・アリーナ)
4	シッティングバレーボール		
5	ボッチャ		
6	バドミントン		
7	車いすフェンシング	^	 屋内競技(体育室・アリーナでの利用は可、用具はなし)
8	テコンドー	Δ	座内規技(体育室・ケリー)での利用は可、用具はなし)
9	卓球	0	屋内競技(卓球室、体育室・アリーナ)
10	パワーリフティング	0	屋内競技(トレーニング室)
11	柔道	0	屋内競技(遊戲室)
12	水泳	0	屋内競技(プール)
13	陸上競技	0	屋外競技 (体育室・アリーナ等での練習は可)
14	トライアスロン	0	屋外競技(体育室・アリーナ、プール等での練習は可)
15	自転車競技	\triangle	屋外競技(トレーニング室等での練習は可、用具はなし)
16	車いすテニス	0	屋外競技(体育室での利用は可)
17	5人制サッカー	0	 屋外競技 (屋外広場 [体育室・アリーナでの利用も可])
18	アーチェリー)	注/トッカヒ1x (注/トルム物 [平月主・ノソーノでの作用も円]
19	射撃	×	屋外競技(場所・用具ともになし)
20	馬術	×	屋外競技(専用施設なし)
21	カヌー	\triangle	水上競技 (舞洲が体験用カヌーを保有)
22	ボート	×	水上競技(用具なし)

イ 障がい者スポーツセンターにおける全国障害者スポーツ大会種目への対応状況

	種目	対応	実施場所・用具の対応状況
1	車いすバスケットボール (再掲)		
2	バスケットボール		屋内競技(体育室・アリーナ)
3	バレーボール	0	
4	ボッチャ(再掲)		
5	卓球(再掲)	0	屋内競技(卓球室、体育室・アリーナ)
6	水泳(再掲)	0	屋内競技(プール)
7	ボウリング	0	屋内競技(ボウリング室)
8	陸上競技 (再掲)	0	屋外競技 (体育室・アリーナ等での練習は可)
9	アーチェリー (再掲))	民从兹什 (民从广州「伊本ウ マル 上での利田・コー)
10	フライングディスク	0	屋外競技 (屋外広場 [体育室・アリーナでの利用も可])
11	グランドソフトボール	0	屋外競技(屋外広場、体育室・アリーナでの練習は可)
12	フットベースボール		
13	ソフトボール		
14	サッカー		

ウ その他利用ニーズの高い主なスポーツ種目への対応状況

	種目	対応	実施場所・用具の対応状況
1	ウオーキング		
2	ランニング	0	屋外、屋内(トレーニング室での利用は可)
3	筋力トレーニング		
4	体操、ダンス、社交ダンス等	0	屋内(体育室・アリーナ、会議室等)
5	ヨーガ、ピラティス		

(2) 現在の各諸室の利用者数から想定される平均的な滞在者数

必要な諸室・機能等を検討するため、現在の両センターにおける利用状況から、開館時における平均的な滞在者数を想定します。

ア 長居障がい者スポーツセンター

諸室・機能	規模	令和元年度 延利用者数(人)	各諸室の想定される平均的な滞在者数
体育室	1面	31, 135	38.4 人/面(3 コマ×270 日×稼働率 100%)
小体育室	430 m²	37, 492	17.3 人/室(8 回転×270 日)
プール	6 コース	42, 621	2.6 人/コース (6 コース×10 回転×270 日)
卓球室	8台	40, 711	1.8人/台 (8台×10回転×270日)
ボウリング室	4 レーン	53, 847	2.4 人/レーン (4 レーン×20 回転×270 日)
トレーニング室	210 m²	48, 251	17.9人/室(10回転×270日)
会議室	40 名×3 室	19, 073	13.1 人/室(3 室×3 コマ×270 日×平均稼働率 60%(最
			小 40% [平日夜間] ~最大 90% [休日昼間])
遊戲室	75 m²	25, 952	9.6人/室(10回転×270日)
その他	-	12, 501	屋外運動場、屋外プールなど
合計		311, 583	

[※] 回転数など含め、おおまかな想定であり、実際とは異なります。

イ 舞洲障がい者スポーツセンター

諸室・機能	規模	令和元年度 延利用者数(人)	各諸室の想定される平均的な滞在者数
アリーナ	2 面	30, 329	18.5 人/面(6 コマ×273 日×稼働率 100%)
サブアリーナ	226 m²	32, 791	15.0 人/室(8 回転×273 日)
プール	8 コース	48, 864	2.2人/コース (8 コース×10 回転×273 日)
卓球室	5台	21, 123	1.5人/台 (5台×10回転×273日)
ボウリング室	4 レーン	41, 592	1.9 人/レーン(4 レーン×20 回転×273 日)
トレーニング室	209 m²	19, 421	7.1 人/室(10 回転×273 日)
会議室	40 名	4, 595	14.4 人/室(1 室×3 コマ×273 日×平均稼働率 40%(最
			小 20% [平日夜間] ~最大 70% [休日昼間])
プレイルーム	99 m²	23, 272	8.5 人/室(10 回転×273 日)
その他	-	3, 987	屋外広場、アーチェリー場など
合計	•	225, 974	

[※] 回転数など含め、おおまかな想定であり、実際とは異なります。

(3) 各諸室の利用者の状況から見た現状の総括

これまで、本市障がい者スポーツセンターでは、毎年利用者アンケートを実施し、利用者の声を聴きながら、既存の諸室・機能の範囲で対応可能なスポーツの種目について、場所の提供、用具の貸出、スポーツの指導に加え、指導者の育成や情報発信などに取り組んできました。

その結果、体育室・アリーナでは、稼働率が高く、様々なスポーツに利用されています。また、プール、卓球室、ボウリング室、トレーニング室も利用者が多い状況にあります。

一方で、会議室については、休日昼間の稼働率は高いですが、平日夜間などは稼働率が低く、定員 に対して利用人数の多寡はあるものの、少人数での利用が多いと考えられます。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入する諸室・機能について、その利用状況やニーズを踏まえつつ、多様化するニーズやスポーツにも効果的かつ機動的に対応しサービス向上を図るとともに、より効率的な整備を推進していく必要があります。

3 必要な諸室・機能の検討

本項では、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に必要な諸室・機能について方向性を整理 します。

その方向性のもと、寸法、素材、設備のほか、様々な障がい特性への配慮や安全対策などについては、 今後実施する予定の基本計画や設計等の過程において詳細に検討することとし、その検討に応じて、こ の基本構想で示す諸室・機能について変更する場合があります。

(1) 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入する諸室・機能の方向性と考え方 ア 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入する諸室・機能

(7) 現在の障がい者スポーツセンターにある機能

まずは、現在の長居障がい者スポーツセンターにある諸室・機能を基本とし、利用者のニーズ 等に対応できるよう、舞洲障がい者スポーツセンターの機能も考慮のうえ、新たな長居障がい者 スポーツセンター (仮称) に導入する諸室ごとに考え方を整理します。

〇 アリーナ(体育室)【拡充】

【建替えの方向性】

バスケットボールコート1➡2面、室内ランニングコースの新設、観覧エリア (その他設計時等に配慮すべき点)

コンクリート床を木製又は衝撃吸収性素材に変更、様々な競技施設基準への対応、安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、常時稼働しており、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「コート2面への拡張」、「室内ランニングコースの設置」、「木製床への対応」などの声があります。
- 現在の長居の体育室の主な課題は次のとおりです。
 - ✓ 1面では、予約、利用者数の状況、大会の開催など、様々なニーズに対応できない
 - ✓ 舞洲では雨天時にも対応した室内ランニングコースはあるが、長居にはない
 - ✓ コンクリート床は、木製床に比べて転倒時のけがのリスクが高い など
- → アリーナ(体育室)は、多くのスポーツ種目に対応が可能であり、汎用性がある機能であるため、様々なニーズに対応できるよう上記の方向性のとおりとします。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居:バスケットボールコート1面、観覧エリア、コンクリート床

〈写真下〉舞洲:バスケットボールコート2面、観覧エリア、木製床、室内ランニングコース





〇 屋内プール【拡充】

【建替えの方向性】

25m×6⇒8コース、可動床の新設、車いす入水スロープ、採暖室

室内観覧エリア⇒室外観覧エリア

年中利用可能な室内浅型プールの新設

(その他設計時等に配慮すべき点)

プール公認規則への対応、水深や安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「コース数を増やしてほしい」、「ジャグジーがほしい」「こども用プールの新設」などの声があります。
- 現在の長居のプールの主な課題は次のとおりです。
- ✓ 6コースでは利用者数の状況、大会の開催など、様々なニーズに対応できない
- ✓ 室内プールのフロア台、屋外プールでは水質をきれいに保つことが難しい
- ✓ 舞洲では室内に浅型プール(こども用プール)があり年中楽しめるが、長居の屋外 プールは夏季限定
- ✓ 室内観覧エリアでは、室温の適切な管理が難しい など
- → プールでは浮力があり、水泳や水中歩行などは、障がいのある人にとっても親しみやすいスポーツであることから、様々なニーズに対応できるよう上記の方向性のとおりとします。
- → なお、高温水プール(ジャグジー)については、細かい水滴(エアロゾル)を吸い込むことで感染する可能性のあるレジオネラ症など、衛生管理対策の観点から、必要性について今後検討していきます。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居:25m×6コース(うち2コースはフロア台設置)、車いすスロープ、採暖室、

室内観覧エリア

〈写真下〉舞洲:25m×8コース(公認プール・うち4コースは可動床設置)、車いすスロープ、採暖室、

室外観覧エリア、浅型プール、高温水プール(ジャグジー)

〇 トレーニング室【拡充】

【建替えの方向性】

部屋の広さの拡張(210→250 ㎡程度)

(その他設計時等に配慮すべき点)

器具の充実、安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- ・ 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「部屋 の拡張」、「器具の充実」などを求める声があります。
- ・現在の長居のトレーニング室の主な課題は次のとおりです。
- ✓ 現在の広さでは混雑時に待ち時間が発生している など
- → トレーニング室は、ストレッチ、筋カトレーニング及び有酸素運動など様々な目的に 応じて利用される機能であるため、上記の方向性のとおりとします。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居:210㎡、〈写真下〉舞洲:209㎡(各種トレーニング機器を設置)

※ 現在は感染症対策のため、間隔が保てるよう器具を減らしています。









卓球室【縮小】・サウンドテーブルテニス室【新設】

【建替えの方向性】

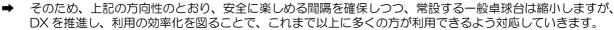
·般卓球台6➡4~5台程度、サウンドテーブル専用室(2室)の新設

(その他設計時等に配慮すべき点)

卓球台の間隔、DXの推進による利用の効率化、安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「部屋 や台同士の間隔の拡張」、「サウンドテーブルテニスができる場所の充実」などを求め る声があります。
- 現在の長居の卓球室の主な課題は次のとおりです。
- 現在の台数では混雑時に待ち時間が発生している
- 現在の長居にあるサウンドテーブルテニス台は、舞洲のように専用室化されておら ず、周囲の音を遮断できないため競技に支障が生じている など
- 卓球は、人気のある種目であり、部屋の拡張などを求める声もありますが、 団体など大人数で利用する場合は、拡充するアリーナで対応するほか、混雑時には共 用スペースなどを有効活用することも可能です。



一方で、専用室化したサウンドテーブルテニス室を新設し、空き時間は一般卓球台として併用するなど柔軟に 対応していきます。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居:一般卓球台6台、サウンドテーブルテニス2台 〈写真下〉舞洲:一般卓球台3台、サウンドテーブルテニス室2室

※ 現在は感染症対策のため、間隔が保てるよう台数を減らしています。

〇 ボウリング室【現状維持】

【建替えの方向性】

4レーン、音声誘導装置、触覚装置等

(その他設計時等に配慮すべき点)

DX の推進による利用の効率化、安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「レー ン数を増やしてほしい」などの声があります。
- 現在の長居のボウリング室の主な課題は次のとおりです。
 - 現在のレーン数では混雑時に待ち時間が発生している
 - 機器のメンテナンスなど他の諸室と比べ、維持管理費を要するなど
- ボウリングは、人気のある種目であり、レーン数を増やしてほしいとの声もあります が、市内にある民間施設の活用、他都市の障がい者スポーツセンターの設置状況、維 持管理費の観点から、上記の方向性のとおり現状維持とします。
- なお、レーン数は現状維持としますが、DX を推進し、利用の効率化を図ることで、 これまで以上に多くの方が利用できるよう対応していきます。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居、〈写真下〉舞洲ともに4レーン、音声誘導装置、触覚装置

サブアリーナ(小体育室)【縮小】

【建替えの方向性】

部屋の広さの縮小(430→250 ㎡程度)

(その他設計時等に配慮すべき点)

コンクリート床➡木製又は衝撃吸収性素材、設置器具や安全性への配慮(など)

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「木製 床への対応」、「トランポリン器具の充実」「ボルダリングの設置」などの声があります。
- 現在の長居の小体育室の主な課題は次のとおりです。
- コンクリート床は、木製床に比べて転倒時のけがのリスクが高い など
- サブアリーナ(小体育室)は、トランポリン等の器具を設置し、障がいのあるこども が楽しむほか、少人数でのスポーツや練習などに利用されています。
- 諸室の広さについては、アリーナ(体育室)を1面から2面に規模を拡大するほか、 後述する多目的室を新設するため、上記の方向性のとおり、安全に配慮しながら、舞 洲と同規模程度とし、現在の長居の規模からは縮小します。
- ボルダリングなど、導入する器具・備品については今後検討します。

(参考:現在の主な機能)

〈写真上〉長居:430㎡(バレーボールコート1面)、トランポリン、各種遊具等を設置

〈写真下〉舞洲:226 ㎡、トランポリン、ボルダリング等を設置

現在は感染症対策のため、トランポリン等の一部器具の利用を休止しています。













〇 遊戯室(プレイルーム)【拡充】

【建替えの方向性】

部屋の広さの拡張 (75→100 ㎡程度)

(その他設計時等に配慮すべき点)

柔道にも対応した床、設置器具や安全性への配慮 など

(方向性の考え方)

- 長居・舞洲ともに利用者も多く、長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「こどもの施設・遊具の充実」などを求める声があります。
- 現在の長居の遊戯室の主な課題は次のとおりです。
- ✓ 柔道などに利用されていますが、場外の広さが十分でなく、安全性に課題がある
- ✓ 休日など、こどもの利用が多い時間帯は混雑し、待ち時間が発生している など
- → 遊戯室(プレイルーム)は、武道のほか、リラックスルーム、障がいのあるこどもが 楽しむ事ができる施設であり、また障がいのある家族同士の交流の場にもなっており、 様々なニーズに対応できるよう上記の方向性のとおりとします。

(参考:現在の主な機能)

(写真上) 長居:75㎡ (柔道床に対応)、(写真下) 舞洲:99㎡

※ 現在は感染症対策のため、おもちゃなどの遊具の利用を休止しています。





〇 会議室【複合化】

【建替えの方向性】

会議室:4室⇒5~6室程度(間仕切りを工夫し、部屋数を増やす)

和室:2室(現状維持)

※ 早川福祉会館の貸会議室との複合化

ミーティングスペース (新規):

会議室とは別に、共用部分を活用し、予約が不要なミーティングスペースの導入を検討

(その他設計時等に配慮すべき点)

利用人数に合わせて柔軟に間仕切りでき、防音・吸音機能を備えた壁、

インターネット環境を充実し、オンライン会議に対応

(方向性の考え方)

- 長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「広さが異なる会議室の導入」、「部屋数 を増やしてほしい」、「防音機能やインターネット環境の充実」、「文化施設」などを求 める声があります。
- 現在の長居の会議室の主な課題は次のとおりです。
- ✓ 休日昼間の稼働率が高く、予約が競合する一方で、平日夜間など閑散時間帯がある
- ✓ 利用人数の大小はあるが、最近では会議室の広さに対して少人数での利用も多い
- ✓ 利用用途も様々であり、隣の会議室の音漏れが生じている など
- → 会議室の様々な利用状況を踏まえ、機動的に対応できるよう、上記の方向性のとおり 部屋数について配慮します。
- → 後述する東住吉区の早川福祉会館と複合化することで、施策面、アクセスの向上などのメリットも大きく、規模の最適化を図ります。

(参考:現在の主な機能)

(写真上)長居:会議室1室120人(3分割可)、和室2室

(写真中)舞洲:会議室1室40人(2分割可)、研修室100人(3分割可)、大広間

(写真下) 早川:会議室4室(130人、60人、50人、20人)、和室1室

※ 現在は感染症対策のため、利用人数の制限をしています。





〇 図書室【複合化】

【建替えの方向性】

早川福祉会館点字図書室の移設による複合化

(その他設計時等に配慮すべき点)

点字図書以外の一般図書や障がい者スポーツに関する資料の展示など

(方向性の考え方)

- 長居には図書室はなく、小規模ではありますが舞洲にはあります。
- 長居の建替えに関する利用者アンケートでは、建替え後新たにあればよいと思う機能として、「点字図書室」を望む声があります。
- → 上記の会議室に記載のとおり、早川福祉会館と複合化し、早川福祉会館の点字図書室で実施している点字・録音図書の製作・貸出、情報の点字・録音での提供、対面読書やボランティア養成に引き続き取り組んでいきます。
- → 長居障がい者スポーツセンターでは、視覚障がい者の利用も多く、親和性があり、複合化によるメリットも大きいため、上記の方向性のとおりとします。



(写真上)舞洲:図書室1室

(写真下)早川: 点字•録音図書貸出室





〇 共用施設・その他サービス【拡充】

【建替えの方向性】

トイレ、更衣室、通路、エレベーター、駐車場などの共用施設やサービスの充実 弁当などの飲食物の持ち込み、談話や交流ができるフリースペースの確保 (その他設計時等に配慮すべき点)

安全、安心及び快適性への配慮 など

(方向性の考え方)

- ・ 長居の建替えに関する利用者アンケートにおいて、「トイレ、更衣室、通路、エレベーター、駐車場など共用施設の充実」、「談話や交流できるスペースの確保」のほか、「予約利便性向上やデジタル化などサービスの充実」、「補助犬の預かり機能」などを求める声があります。
- 現在の長居障がい者スポーツセンターの共用施設等の主な課題は次のとおりです。
- ✓ 男女共用トイレが整備されていない、介助がしやすい家族更衣室などが十分でない
- ✓ 車いす使用者用駐車場が1台と少なく、一般用も1台当たりの幅も狭い、休日など利用者以外の駐車対策が 必要
- ✓ 予約の受付がシステム化されていない など
- ➡ 建替えに当たっては、ユニバーサルデザインの追求や DX を推進し、障がいのある人にとって安全で安心かつより快適に利用でき、居心地のよい空間となるよう、共用施設等については、今後実施する基本計画において設計与条件のもと整理を行い、設計時においても十分に配慮します。

〇 屋外広場【拡充】

【建替えの方向性】

屋外広場➡屋外アーチェリー場(50m 撃可)、屋上運動広場 (その他設計時等に配慮すべき点)

アーチェリー場は防矢、屋上運動場は落下対策などの安全対策 など

(方向性の考え方)

- 長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「アーチェリーを 50m 撃てるようにしてほしい」、「テニスコート、野球場、陸上競技場がほしい」などの声があります。
- 現在の長居の屋外広場の主な課題は次のとおりです。
- ✓ アーチェリーについて、安全対策の観点から 30m 以内の射撃に制限していますが、 競技に対応するためには舞洲と同様に 50m 撃てる環境が必要
- ✓ 屋外広場の地面は凹凸があり、球技スポーツには不向き など
- ➡ 長居の屋外広場は、アーチェリーのほか、フライングディスク、キャッチボール、サッカーの練習などに利用されています。
- ⇒ 舞洲の多目的広場は、グランドゴルフなどに利用され、アーチェリー場は建物横の細長い敷地に設置しています。
- ⇒ 効率的な敷地の活用と安全性を確保するため、上記の方向性のとおり、50m 射撃が可能なアーチェリー専用の場所は屋外に設置し、それとは別に屋上に運動広場を整備することで、様々なスポーツに対応できるように配慮します。
- ⇒ なお、テニスコート、野球場及び陸上競技場などは、既に長居公園内に整備されているほか、規模を拡大するアリーナでも一部対応が可能と考えています。

(参考:現在の主な機能)

(写真上)長居:屋外広場、(写真中・下)舞洲:多目的広場、アーチェリー場







(イ) 現在両センターにない諸室・機能

次に、時代の経過とともに、利用目的の多様化やニーズへの対応として、現在両センターにない諸室・機能について、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入する諸室・機能について検討します。

〇 多目的室【新規】

【建替えの方向性】

新設(3室程度に区分けが可能な程度)

(その他設計時等に配慮すべき点)

様々な用途に対応できるような設備機器の導入

(方向性の考え方)

- 長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「少人数で利用できるスタジオを導入してほしい」などの声があります。
- ・ 現在では、ジャズダンス、社交ダンスなどの利用もあり、体育室や会議室で代用していますが、体育室ほどの広さを要さず、会議室の場合は音楽など周囲への配慮や床材も利用には適していません。



- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ環境も大きく変化し、今後は VR・AR などのデジタル技術にも対応した機能性が高く、様々な利用目的に対応した「多目的室」を導入する方向性とします。
- ・ なお、利用者アンケートにおいて、「e スポーツの体験できる施設」を求める声がありますが、国の第3期スポーツ基本計画において、「バーチャル」と「スポーツ」との関わり(いわゆる「e スポーツ」の捉え方を含む。)について検討していく必要があるとしており、本市としても、今後の国の動向やニーズ等を注視しつつ、必要に応じて本多目的室で対応できるよう検討していきます。

(写真) 大阪市立城東スポーツセンター多目的室

○ カームダウンエリア【新規】

【建替えの方向性】

新設 ※ 設置数については今後検討します。

(その他設計時等に配慮すべき点)

わかりやすい表示や場所、静かな場所など設置場所の配慮

(方向性の考え方)

- カームダウンエリアとは、感情やストレスが高まった時に、落ち着くために過ごすエリア(スペース)であり、 最近では公共施設や商業施設などに導入されています。
- 本機能については、大きな場所を要さず、障がい者スポーツセンターは、様々な障がいのある人が利用されており、ユニバーサルデザインへの対応として、「カームダウンエリア」を導入する方向性とします。

○ 民間活用スペース・障がいのある人・ない人が自然に交流できるスペース【新規】

【建替えの方向性】

新設(200~250 ㎡程度)

(その他設計時等に配慮すべき点)

障がいのある人・ない人が自然に交流できるような機能への配慮

(方向性の考え方)

- ・・・長居の建替えに関する利用者アンケートでは、「食堂・レストラン」、「売店」などを求める声があります。
- ・ 建替え後の施設運営に民間事業者の積極的な参入を促進し、その責任とノウハウのもと、質の高いサービスを 提供していくためには、そうした事業展開が可能なスペースを確保しておくことが重要であり、マーケットサ ウンディング(市場調査)においても、飲食、カフェ、物販のほかサービスに関して事業者によって様々な提 案がありました。
- ・ そうしたサービス機能については、施設の入口付近に設けることで、施設のコンセプトにもある障がいのある 人とない人との交流が自然に生まれるほか、障がいや障がい者スポーツへの理解促進につながることが期待されることから、「民間活用・交流スペース」を設ける方向性とします。

イ 新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入しない諸室・機能

〇 屋外プール

【建替えの方向性】

導入しない([再掲]室内に浅型プールを整備)

(方向性の考え方)

屋外プールは、水質をきれいに保つことが難しく、また夏季限定の利用であり、年中楽しめるよう、舞洲と同様に屋内で同様の機能を整備するため、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)には導入しない方向性とします。

(参考:現在の主な機能)

(写真) 長居:7m四方、舞洲:なし



〇 宿泊室

【建替えの方向性】

導入<u>しない</u>

(方向性の考え方)

・ 舞洲にあるような宿泊施設について、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称) に導入することは、マーケットサウンディング(市場調査)において、民間事業者か ら市場性が低いと意見がありました。

長居公園内、周辺地域のほか、舞洲の開館当時と比べ、市内には宿泊施設が多数ある状況などに鑑み、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)には導入しない 方向性とします。



(参考:現在の主な機能)

長居:なし、(写真)舞洲:客室27室(宿泊定員81名)

(2) 諸室・機能の方向性を踏まえた利用者アンケートに対する本市の考え方

令和4年2月から3月にかけて実施した「長居障がい者スポーツセンター建替えに関するアンケート」において、みなさまからいただいたご意見等をもとに、上記(1)のとおり新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)に導入する諸室・機能の方向性の考え方を整理しました。

いただいたそれぞれのご意見に対して、巻末の参考資料1に本市の考え方を記載しています。

4 複合化等の検討

(1) 複合化等の可能性の検討

戦略会議における今後の留意事項で示された他施設との複合化等に関して、効率的な施設整備に 努める観点から、第2章7の周辺施設の状況から可能性について検討しました。

ア 早川福祉会館

下表のとおり、施設の設置目的、機能に共通点があることを踏まえ、後述(2)で複合化等の効果について検証します。

	障がい者スポーツセンター	早川福祉会館
条例の	障がい者に対し、スポーツ活動の機会を	障がい者の自立及び社会参加を支援し、
設置目的	提供等することにより、障がい者の自立	その福祉を増進すること
	と社会参加を促進し、もって障害者の福	
	祉の増進に寄与すること	
主な諸室	【指定管理施設】	【指定管理施設】
• 機能	スポーツ施設	貸室(会議室・和室)
	(体育室、プール、会議室など)	【本市委託事業】
		点字図書室
		障がい者相談支援研修センター
実施事業	・ スポーツ活動の機会の提供	・ 集会その他各種行事の場の提供
	・ 各種講習会の開催	・ ボランティア活動による点訳・音訳
	・ 人材育成、普及啓発 など	・ ボランティア育成、普及啓発 など

主としてスポーツ活動 に利用されている 主として文化活動に利用されている

活動内容は異なるものの、両施設とも 「障がい者の福祉の増進」の目的、「会議室」の機能が共通

イ その他の施設

(7) 支援を受ける方が特定される施設

此花作業指導所、敷津浦学園、心身障がい者リハビリテーションセンター(更生療育センター) については、平成25年12月の戦略会議において、順次民間移管を行う施設であることから対 象外とします

また、身近な地域で支援を受けることができる指定障がい者福祉サービス事業所等は既に多数存在しており、複合化等により本市で場所を確保する必要性がないと考えます。

(イ) スポーツ施設

障がい者スポーツセンターは、特に重度の障がいのある人、知的障がいのある人からのニーズも高く、周囲の目を気にせず安心してスポーツを楽しむ事できる場所を提供する必要性から、他のスポーツ施設との複合化等は適しないと考えます。

(ウ) 宿泊施設

長居公園内には、ヤンマースタジアム内に長居ユースホステルが設置されています。

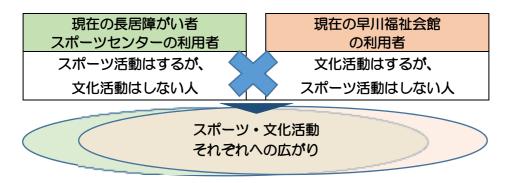
また、民間の宿泊施設については、長居駅周辺に複数存在するほか、特に近隣のターミナルで もある天王寺駅周辺には多数存在しています。

そのようなことから、マーケットサウンディング(市場調査)における民間事業者の意見にも あるとおり、複合化等により宿泊施設を導入することは市場性が低いため対象外とします。

(2) 早川福祉会館との複合化等による効果

ア 施策面による相乗効果

これまでは、スポーツ活動、文化活動をそれぞれの施設で展開してきました。複合化等により、スポーツ又は文化活動が中心であった人に加え、ささえる人が、それぞれの活動に触れる機会が増え、新たに知る、伝えることでさらなる広がりが生まれ、相乗効果が期待でき、活動の継承、発展をめざします。



イ 市内各所からのアクセスの向上

現在の早川福祉会館は、Osaka Metro 谷町線「駒川中野駅」から徒歩10分、御堂筋線「西田辺駅」から徒歩15分の立地です。新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)との複合化等により、後述の整備候補地で示す立地のとおり、御堂筋線「長居駅」すぐの場所となり、市内各所からのアクセスが一層良くなることで、より多くの方々の利用が期待されます。

ウ 市費負担の軽減

複合化等を行うことで、維持管理費を抑制することが可能となります。

また、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)が完成する頃には、早川福祉会館は築 40 年近くを迎え、老朽化が進行し、長寿命化に向けた大規模改修が必要な時期であるため、その費用 を削減できるとともに、建替え費用が不要となります。

なお、複合化後も、現在の早川福祉会館は、耐用年数を経過していないことなどから、大阪市公 共施設マネジメント基本方針等に基づき、用途転用による施設の有効活用などを検討します。その 際、所在区である東住吉区や関係所属との調整・連携を図ります。

⇒ 上記の効果等を踏まえ、早川福祉会館との複合化等の方向性で検討を進めることとします。

(参考) 早川福祉会館の施設概要

	東住吉区南田辺一丁目 9 番 28 号					
所在地	Osaka Metro 谷町線「駒川中野駅」から徒歩約 10 分・御堂筋線「西田辺駅」					
	から徒歩約 15 分					
	・ 故早川徳次氏(シャープ株式会社創業者)からの寄付金をもとに障がい					
開設	者の自立と社会参加の促進を目的として、昭和37年に開設					
	・ 施設の老朽化により、平成5年12月に現地建替え(築後29年経過)					
根拠条例	大阪市立早川福祉会館条例(昭和 37 年条例第 24 号)					
敷地•延床面積	1, 217 m² · 3, 437 m²					
構造	鉄筋コンクリート造 地上5階・地下2階建て					
主な施設機能	貸室(会議室・和室)、点字図書室、障がい者相談支援研修センター					
利用状況等	巻末の参考資料3に記載					

5 諸室・機能、規模の建築モデル案

これまで検討した結果を積み上げた諸室・機能、規模の建築モデル案は次のとおりです。

本モデル案については、大まかな規模(面積)と配置する階層(フロア)を想定したものであり、今後実施する基本計画において、設計与条件のもと、各諸室の概ねの寸法・面積、配置場所を示し、その後は設計を経て、建物のデザイン、配置、構造や設備などが詳細に確定した設計図書に基づき工事に着手します。

なお、この建築計画のモデル案は、今後実施する予定の基本計画や設計等の過程において、導入する 諸室・機能、規模及び配置する階層について内容を変更する場合があります。

	新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の 建築モデル案						
	延床面積 10,500~12,000 ㎡程度						
		· 築面積	5,600∼5,700 m³₹	程度			
		階層	3 階建て				
		屋内施設					
	諸室	主な機能	想定面積(㎡)	階層			
	アリーナ	バスケットボールコート 2 面	1,600~1,700	2			
		観覧エリア、室内ランニングコース	500 ~ 600	3			
	プール	25m×8コース、浅型プール	1,300~1,500	2			
	ノール	室外観覧エリア	200~250	3			
既	トレーニング室	各種トレーニング機器	250	1			
既存施設	 卓球室	卓球 4~5 台、STT2 室	200~250	1			
設	ボウリング室	4レーン	400	1			
	サブアリーナ	トランポリン等設置	250	2			
	プレイルーム	柔道対応	100	1			
	会議室	5~6 室程度に分割可	300~350	3			
	 和室	10 畳×2 間程度	50	1			
	多目的室	3 室程度	300~350	2			
新	カームダウンエリア	共用部に適宜設置	10	_			
新 設	民間活用・交流スペース	内容は運営事業者の提案による	200~250	1			
	図書室	早川点字図書室との複合化	400 ~ 450	1			
共用力	· 施設	通路・更衣室・トイレ・ミーティングスペース等	3,100~3,700	_			
管理	—————————————————————————————————————	事務室•機械室	1,500~1,800	1			
		屋外施設					
	施設等	主な機能	想定面積(㎡)	階層			
屋上原	 広場	シングルテニスコート 1 面程度	200	3			
アーラ	 チェリー場	50m 撃対応	200	1			
屋外	 プール	屋内プールへ	0	_			
駐車均	 	車いす用駐車台数、1台当たりの幅の増など	2,500				

(参考) 現在の 長居 SC
8,500 m ²
5,850 m ²
2 階建て
屋内施設
面積(m²)
950
170
920
170
210
300
390
430
70
320
60
0
0
0
0
3,250
1,260
屋外施設
面積(㎡)
560
180
2,000

6 適正な規模の検討

前項にて必要な諸室・機能、規模から想定される建築モデル案をB案とし、将来の施設需要と供給のバランスやライフサイクルコストから適正な規模であることを検証するため、現在の長居障がい者スポーツセンターの規模で建替えた場合をA案、現在の長居の2倍の規模で建替えた場合をC案とし、次の3つのモデル案について、比較します。

(1) 施設規模の3つのモデル案

	A案	B案	C案	
想定規模	約8,500 m²	約 10,500~12,000 ㎡	約 17,000 m²	
(延床面積)	(現在の規模と同じ)	(1.2~1.4倍)	(2 倍)	
想定階層	2~3階建て	3 階建て	4 階建て	
	アリーナ1面	アリーナ2面	アリーナ3面	
想定する	プール 25m× 6 コース	プール 25m×8コース	プール 50m×10 コース	
主な諸室		多目的室の新設	多目的室の新設	
・機能		更衣室等の充実 など	更衣室等の充実	
			サブアリーナ2面 など	
面積から見た 受入可能な 規模感	38 万人 (H27 過去最高の利用者数)	46~53 万人 (A案×1. 2~1. 4 倍)	76 万人 (A案× 2 倍)	

(2) 将来の施設需要と最適な供給バランス

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)については、建替え後、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として、長期にわたり利用される施設です。建築計画の検討に当たっては、将来の施設需要を勘案しながら、それに対して必要かつ適正な水準である供給として、施設の機能、規模とサービスを提供していくことが重要です。

そのため、本項では、様々な仮定のもと、戦略会議の方向性を踏まえつつ、今後の施設需要と最適な供給のバランスについて検討します。

ア 将来の施設需要の見込み

第2章4(1)「障がい者手帳所持者数の推移」に示すとおり、本市の状況について、近年まで微増傾向にあった身体障がい者手帳所持者は、令和2年度末から微減傾向にあります。一方で、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

最近の障がい者手帳所持者数は増加傾向にあるものの、コロナ禍前においては、長居・舞洲障がい者スポーツセンター及び早川福祉会館の合計の利用者総数は概ね横ばいで推移しています。

第3章1(2)ア「人口減少、超高齢化社会」に示すとおり、本市の人口は2045(令和27)年には約250万人(2015[平成27]年に比べ▲7.1%)にまで減少することが見込まれるとしています。さらには、国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集2022年版」によりますと、2065(令和47)年度には国内人口が9千万人を下回ることが予測されています。社会情勢など不確定要素も多いですが、長期的な視点に鑑みると、その施設需要は今後下がる可能性が高いと考えられます。

イ 施設需要を踏まえた本市が施設で提供すべき必要な供給サービス等

上記アの将来の施設需要を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)が本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として、第4章のコンセプトや施設が果たすべき役割にある3つの方向性の実現につなげていく必要があります。

現在の週1回以上のスポーツ実施率(本市31%・国の目標40%)を踏まえ、本市ではさらなる障がい者スポーツ振興に取り組む必要があり、スポーツ初心者など障がいのある人にとって、安心してスポーツをする事ができる障がい者スポーツセンターの利用者数については、今後その施設需要が高まる要素もあります。

しかしながら、その施設需要を新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)だけで対応するのではなく、中核的な拠点施設として、障がい者スポーツをささえる指導員等を養成し、各区のスポーツ施設や多様な主体と連携しながら、その需要に対応していく必要があります。また、デジタル技術も積極的に活用し、利用の効率化やオンラインによる取組など DX を推進することで、その需要に対応し、身近な地域での障がい者スポーツの振興を図っていくことが求められます。

(3) ライフサイクルコスト

ア ライフサイクルコストとは

施設の建設から運用、保全、修繕、解体(廃棄)までの全期間に要する費用のことです。初期の 建設(設置)費用であるイニシャルコストと、運用、保全、修繕等のためのランニングコスト、解 体コストにより構成されます。

イ ライフサイクルコストの低減化に向けた基本的な考え方

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の建替え及び建替え後の運営に当たっては、持続 可能な施設マネジメントの取組を推進していく必要があります。

そのため、大阪市公共施設マネジメント基本方針等に基づき、建物の長寿命化が図られるよう、 予防保全による維持管理の推進やメンテナンスサイクルを構築したうえで、適切な時期に長寿命 化改修等を実施し、建物を良い状態に保つことで、築後80年程度の利用が可能となることが見込 まれ、その結果ライフサイクルコストを低減することができます。

なお、それらを実現するためには、長寿命の部材や設備、省エネルギー機器の導入、管理運営や メンテナンスがしやすい設計などを考慮していく必要があります。

【参考】新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)のライフサイクルコストの粗い試算 移転建替えした場合で、施設の建設、建設後80年間供用し、解体までに要するコスト

		A案	B案	C案	備考
		(8,500 ㎡程度)	(11,500 ㎡程度)	(17,000 ㎡程度)	
1) イニシャルコスト	56 億円	75 億円	110 億円	設計・施工・工事監理費
② ランニングコスト		153 億円	207 億円	305 億円	
	運用コスト	25 億円	35 億円	51 億円	光熱水費、公租公課、保険料
	保全コスト	33 億円	44 億円	65 億円	点検·保守費、運転·監視費、清掃費
	 修繕•更新	95 億円	128 億円	189 億円	修繕費、更新費(20・40・60 年目)
3	解体コスト	5 億円	7 億円	10 億円	解体工事費、廃棄処分費
合計		214 億円	288 億円	425 億円	
(年間当たり)		(2.7 億円)	(3.6 億円)	(5.3 億円)	(合計/80年)

- ※ 「建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人建築保全センター)」、「公立社会体育施設の維持管理・更新費の見通し(スポーツ庁)」のほか、これまでの調査・実績等をもとにした粗い試算。
- ※ 将来の物価変動など不確定要素があるため、相当の幅をもって見る必要があります。
- ※ 上記のライフサイクルコスト以外にも、既存施設については、解体や跡地整備費、樹木の移植費用 と新施設については、備品購入費、管理運営に関する人件費、事務費及び事業費が別途必要となり ます。

(4) 適正な規模の総括

今後の人口減少と現在の利用状況やニーズを踏まえ、総合的に検討した結果、A案の規模感では、 将来の施設需要に対応できないと考えます。

一方で、C案の規模感では、施設需要に対して供給過多となり、整備費、維持管理費などライフサイクルコストが増嵩することから適切な規模ではないと考えます。

そうしたことを踏まえ、B案の建築モデル案で示した諸室・機能の考え方をもとに、今後基本計画において詳細に検討していくこととします。

将来の施設需要について、適時その需要を再精査しながら、社会経済情勢の変化にも機動的に対応できるような諸室・機能及び規模とするとともに、人材育成や多様な主体との連携の取組、DX の推進などにより、拠点施設としての機能を一層強化し、身近な地域での障がい者スポーツのさらなる振興を図っていくこととします。

7 整備場所の検討

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備場所について、次のとおり検討します。

【前提条件】

整備候補地について、現在の長居障がい者スポーツセンターの敷地面積と同程度は必要なことから、可能性のある 10,000 ㎡以上の土地を 3 分類抽出しました。

(1) 整備候補地の検討(第1段階)

長居公園内で可能性のある候補地は、現在の長居障がい者スポーツセンターの場所と南側の場所の2か所しかありません。市内で10,000 ㎡以上の用地取得費は相当な費用を要するため、長居公園以外は市内未利用地(令和4年8月31日現在)を検討します。

【整備候補地の比較】



(第1段階の検討結果)

現在の長居障がい者スポーツセンターでは、市内各所から障がいのある人が来館し、日常的に利用される施設であり、交通アクセスは非常に重要です。現在の交通アクセスの良さに加え、長居公園内にあることによる親和性や他のスポーツ施設との連携も可能です。案の3の市内未利用地については、その立地や活用状況から候補地となるような場所は見当たりません。

そのため、次項で案の1・2の長居公園内の候補地について比較します。

(2) 整備候補地の検討(第2段階)

ア 候補地の条件比較

(評価値: ◎5 点・○3 点・△1 点)

		(案の1)現地建替 現在の場所	į.	(案の2)移転建替 南側の場所	Ž.
区分	評価項目	評価内容	評価値	評価内容	評価値
	敷地面積	⊚ 13, 273 ㎡	5	○ 約 11, 600 ㎡	3
現状	敷地形状 • 高低差	○ 扇型、道路レベル+0.6m、 敷地内高低差なし	3	○ 台形、道路レベル+1.2m、 敷地内高低差なし	3
環境	接道	◎ あびこ筋・公園構内通路	5	◎ 同左	5
	インフラ	◎ 整備地域 (引込み不要)	5	○ 整備地域 (引込みは必要)	3
	法規制	都市計画法、建築基準法、 都市公園法	-	同左	_
	用途地域	第1種住居地域	_	同左	_
建築	建蔽率	市公園条例に基づく	_	同左	_
規制	容積率	200%	_	同左	_
	日影規制 による 高さ制限	△ 隣接地に対する制約あり (既存不適格)	1	◎ 十分な高さの 建築が可能	5
利便性	駅からの 距離	○ Osaka Metro 長居駅から 約 150m・横断歩道あり	3	◎ Osaka Metro 長居駅 1号出入口からすぐ	5
運営の 継続性	既存施設の 運営制約	△ 施工中は部分的な休館 などの制約あり	1	◎ 運営の制約なし	5
施工中の 安全性 利用者への 安全確保		△ 敷地内工事のため進入路 などの安全確保が難しい			5
	施工期間	△ 区分け工事による 工期が長期化(6年程度)	1	© 新築・既存解体等 (3 年程度)	5
経済	設計の 自由度	△ 居ながら工事であるため 効率的な配置とはならない	1	◎ 自由な配置が可能	5
合理性	建設費	△ 通常の新築工事費 ×1.5~2倍程度 +既存樹木の移植等の費用 工期の長期化、安全対策等に 伴う人件費、仮設費が増嵩	1	○ 通常の新築建設費 +土地造成費用、 地下構造物、既存樹木 の移植等の対策費用 (+分は今後要調査)	3
長居公園	公園との 親和性	ドラスド質、成成質が指高 〇 メインエリアから 若干の距離がある	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ · · · · · · ·		5
関係性	緑化 • 緑視率	○ 空地を生み出すため、 敷地内樹木の移植等が必要	3	○ 沿道側の樹木は活用、 敷地中心部の移植等が必要	3
 評価値合計			33/65		55/65

イ 候補地での整備工程比較

◆(案の1)現地建替え/現在の場所

現在の場所で運営しながら建替え工事を行う場合、次のとおりローリング工事のシミュレーションを示します。



【想定される課題】

- 運営しながらの工事のため、騒音や振動対策に加え、進入禁止など相当な安全対策が必要
- ・ 既存施設においても休止せざるを得ない諸室・機能が発生
- ・ 効率的な配置とならない
- ・ 施設内の既存樹木の移植等が必要
- ・ 通常の新築工事と比べ工期が長期化 (3→6年) することに伴い、工事費が増嵩

◆(案の2)移転建替え/南側の場所

移転建替え工事を行う場合、次のとおり工事のシミュレーションを示します。

	工事の概要	整備工程イメージ
第 1 期	<樹木対策、土地造成> ■概要 沿道部分の樹木を残存 工事エリアの樹木等は可能な範囲で移植 配置計画に基づく土地造成 ■期間 約半年	既存施設
第 2 期	<新施設の整備> ■概要 新施設の建設工事 駐車場の整備、施設内緑地の再整備 竣工後、既存施設から引越 開館準備後、新施設が開館 ■期間 約2~2.5年	脱存施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 期	<既存施設の解体・緑地整備> ■概要 既存施設の解体 跡地の緑地整備 ■期間 約1年	

【想定される課題】

- ・ 地下構造物への影響がないような配慮が必要
- ・ 敷地の造成、既存樹木の移植等、跡地の整備にかかる費用が現地建替えに比べ要する

(3) 第2段階評価を踏まえた整備候補地の選定等

ア 整備候補地の選定の考え方

上記の2つの案のうち、案の2の南側の場所での移転建替えは、案の1の現地建替えと比べ工事期間の短縮と施設の継続利用の観点で大きなメリットがあります。加えて、案の2は0saka Metro 御堂筋線の長居駅に近接することから、アクセスがさらに向上します。

また、案の1では、隣接地との立地の日影規制において、施設の高さ制限から建築に制約があります。さらには、案の1は運営しながらの工事であるため、設計に自由度が少ないため効率的な配置とはならず、マーケットサウンディング(市場調査)に参加した建設関係の事業者からの意見にあるように、工期が長期化することに加え、安全対策に相当な配慮が必要となるため、工事費が相当増富することが想定されます。

以上のとおり、総合的な観点から、候補地は案の2の南側の場所を選定します。

なお、建替えに向けては、今後実施する予定の基本計画や設計等の過程において、公園として、 緑の景観にも配慮した建築計画とするとともに、既存樹木の移植等の対策費用や地下構造物への 影響など詳細に検討していきます。

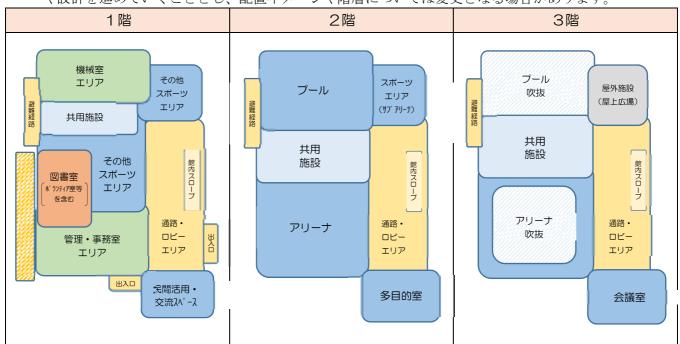
イ 現在の長居障がい者スポーツセンターの跡地の利用計画

案の2の南側の場所で移転建替えを行う場合は、既存樹木について、これまで公園利用者に親しまれてきたことなどを踏まえ、可能な限り配慮することとし、跡地の活用については移植先とすることが考えられます。

また、公園として、景観に配慮した緑化の整備を基本としながら、長居公園全体の魅力向上への 寄与など、詳細については、公園の所管である建設局、指定管理者と今後協議のうえ、現在の長居 障がい者スポーツセンターの跡地の利用計画を検討することとします。

(4) 整備候補地の選定を踏まえた諸室・機能の配置イメージ

上記(3)の整備候補地の選定を踏まえ、案の2の移転建替えにおける諸室・機能の配置モデル案を示します。今後、本モデル案のもと、利用者をはじめ多くの方々のご意見等を伺いながら、基本計画や設計を進めていくこととし、配置イメージや階層については変更となる場合があります。



- ※ 共用施設: 更衣室、トイレ、観覧エリア、談話スペースなど
- ※ 基本構想(案)で示した、1階の屋外アーチェリー場(建物左側)の規模や場所等については、パブリック・コメントの意見を踏まえ、利用状況を踏まえつつ、今後実施する予定の基本計画や設計等の過程において検討します。

第6章 事業計画の考え方

1 事業計画の基本的な考え方

本市障がい者スポーツセンターでは、本市が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度を導入しています。この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものです。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備・運営に関して、大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程に基づき、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用により、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、良質なサービスの提供を行うため、PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行う必要があります。戦略会議における今後の留意事項においても、PFI 手法の導入など民間活用の可能性を積極的に検討するべきであると示されています。

また、整備に当たっては、約70~80億円を要することから、資金調達、財源確保は重要であり、加えて、整備・運営する事業者を決定するための入札・契約方法については、公正性、透明性及び競争性が確保されるよう取り組まなければなりません。

そのため、本市では基本構想の段階から従来型方式をはじめ、PFI などの官民連携手法を含めて様々な事業手法を検討するため、マーケットサウンディング(市場調査)を実施し、想定される事業手法について検討を行いました。最適な事業手法については、今後実施する基本計画の策定、PFI 導入可能性調査において、事業スキームの妥当性や民間事業化の実現性、財政負担の試算(VFM評価)などを経たうえで決定することとしており、現時点では PFI の適性を検証し、導入の可能性の有無の簡易な検討を行いました。

そうしたことを踏まえ、本章では、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備・運営に際して、様々な事業手法を比較検討のうえ、その中から可能性のある事業手法についてのほか、資金調達・財源確保、入札・契約方法について整理した内容について基本的な考え方を事業計画として取りまとめます。

- ※ PPP: Public Private Partnership の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、後述する PFI など、様々な方式があります。
- ※ VFM: Value For Money の略称。PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。

2 事業手法の検討

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備等にあたっては、官民の最適な役割分担のもと、 効率的・効果的な施設整備と良質なサービス提供を図るため、PPP/PFI手法も含めた中から最適な事業 手法を導入する必要があります。

まずは、施設の整備・運営に関して、想定される一般的な手法について整理します。

(1) 事業手法の概要

ア 従来型方式(設計・施工分離方式)

これまでの多くの公共工事に用いられる手法であり、基本設計、実施設計、建設工事の順に、分離分割して民間事業者に発注する方式。

イ PFI 方式 (Private Finance Initiative)

PFI 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律[平成 11 年法律第 117 号])に基づき、公共施設等の設計、建設、若しくは維持管理、運営を含め、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してサービスの向上やコストの削減を図る事業手法。事業方式としては、BT、BTM、BTO、BOT、BOO 方式等の頭文字※をとった様々な事業方式があります。

また、地方公共団体が民間事業者へお金を支払う形態をサービス購入型といいます。一方、地方公共団体が民間事業者へお金を支払わず、利用者が料金を支払う形態を独立採算型といいます。これらは事業方式ではなく、事業類型という言葉で示されることが多く見られ、サービス購入型と独立採算型を合わせた混合型もあります。

その他には、独立採算型を前提に、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公 共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営(コンセッション)方 式があります。

※ (参考) PFI の主な事業方式

事業方式	内容
BT 方式	Build(建てて)/ Transfer(所有権を移転する)
BTM 方式	Build(建てて)/ Transfer(所有権を移転して)/ Maintenance (維持管理する)
BTO 方式	Build(建てて)/ Transfer(所有権を移転して)/ Operate(維持管理・運営する)
BOT 方式	Build(建てて)/ Operate(維持管理・運営して)/ Transfer(事業終了後に所有権を移転する)
B00 方式	Build(建てて)/ Own(所有したまま)/ Operate(維持管理・運営する)

ウ DB 方式 (Design Build)

PFI 法に基づかず、民間事業者が設計、施工などを一括して発注する方式。事業方式として、DB 方式、DBM 方式、DBO 方式等の事業方式があります。

エ リース方式

民間事業者が施設を建設し、地方自治体がリースする方式であり、運営を包括することが可能な 事業手法。

(2) PFI の対象施設

PFI の対象となる公共施設等は、PFI 法第2条において定められています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備・運営に関しては、同法第2条第1項第3号に規定する「教育文化施設」、「社会福祉施設」に該当し、全国のPFI事例として、障がい者スポーツ施設では確認できませんが、スポーツ施設や障がい者福祉施設では導入事例が多数あります。

(参考) PFI 法(抄)

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舎等の公用施設
- 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設 (廃棄物処理施設を除く。)、 観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

(参考) PFI 方式の主な事業方式

事業方式	スポーツ施設	障がい者福祉施設	その他の施設等
BT 方式	確認できず	確認できず	市府県営住宅の事例が特に多い
BTM 方式 BTO 方式	事例多数 事例あり		様々な種類の施設で PFI の中でも最も多く実施されている方式 ※BTM は広義的には BTO に含まれる
BOT 方式	事例あり	事例あり	様々な種類の施設で実施されている
B00 方式	事例あり	事例あり	様々な種類の施設で実施されている
コンセッション 方式	事例あり	確認できず	観光、空港施設などが多い

(参考) その他の主な事業方式

事業方式	スポーツ施設	障がい者福祉施設	備考			
DB 方式	事例あり	事例あり	様々な種類の施設で実施されている			
DBM 方式 DBO 方式	事例あり	事例あり	様々な種類の施設で実施されている ※DBM は広義的には DBO に含まれる			
リース 方式	事例あり	事例あり	様々な種類の施設で実施されている			

(3) 一般的な事業手法の比較検討

ア 実施主体の比較

それぞれ下表のとおり、事業手法別の実施主体について一般的な官民の役割を整理します。

発注 形態		24 ≥+	資金			業務の範囲			施設(D所有
			調達	基本 設計	実施 設計	施工	維持 管理	運営	事業 期間	事業 終了後
従	来型方式	仕様 発注	公共	公共	公共	公共		; 間 管理者)	公	共
	BT 方式			民間	(SPC)			; 間 管理者)		
	BTM 方式				民間(SPC)			民間 (指定管理者)	公	共
PFI	BTO 方式			民間 (SPC)						
方式	BOT 方式			民間(SPC)						公共
	B00 方式	性能 発注		民間 (SPC)						
	コンセッション 方式		従来型方式が一般的 民間			(SPC)		共 民間に設定		
DB	DB 方式				民間(JV)			; 間 管理者)		
等 方	DBM 方式		公共	公共 民間(JV)			民間 (指定管理者)	公	共	
式	DBO 方式		民間(JV)							
リース方式		どちら でも可	民間 (リース会社)		自由	に設定が	可能		民間 (リース会社)	公共

※ SPC: Special Purpose Company の略称(特別目的会社)

※ JV : Joint Venture の略称 (共同企業体)

イ 事業スキームの比較

様々な事業スキームの比較は、巻末の参考資料4に記載しています。

ウ発注形態の比較

(7) 従来型方式=仕様発注

設計、施工、維持管理や運営の細部にわたる仕様を定めた仕様書又は設計図書を作成し、各分野の事業者に分離・分割して発注し、設計事業者と設計業務委託契約、建設事業者と工事請負契約を締結するのが一般的です。

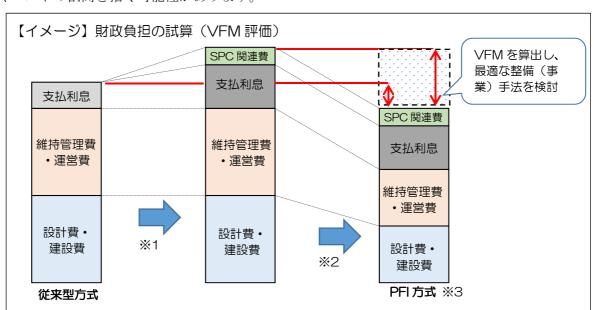
(イ) PFI · DB 等方式=性能発注

施設の性能や維持管理、運営など、一括して発注する範囲を決め、それらに求める水準などを 定めた要求水準書を作成のうえ、民間事業者に発注し、各事業方式により次のとおり契約を締結 するのが一般的です。

- ・ PFI 方式の場合:民間事業者 (SPC) と PFI 事業契約を締結
- DB 等方式の場合: 工事(設計・施工一括)請負契約を締結(DB0 方式の場合は、工事請負契約に加え、運営に関する契約を締結)
- ・ リース方式の場合: リース会社又は SPC とリース契約を締結

性能発注は、民間事業者の自由度と創意工夫により、サービス向上とコスト削減(VFM)が期待されると考えられています。

ただし、要求水準書では細部にわたる定めがなく、民間事業者に幅広い業務を任せることになるので、民間の業務状況を的確に把握して、PFIアドバイザーなどの専門家を配置のうえ、適切な管理や指導をしなければ、求める性能が確保されない場合があるほか、反ってサービスの低下やコストの割高を招く可能性があります。



- ※1 設計費・建設費、維持管理費・運営費が同じであれば、コストが増加。
- ※2 性能発注による民間の自由度、創意工夫によるコスト縮減。
- ※3 DB方式等の場合は、公的資金のため、支払利息は従来型方式と同じ。DB等方式、リース方式は PFI に準ずる方式であるため、SPC 関連費としてアドバイザー経費などを要する。

エ 資金調達方法の比較

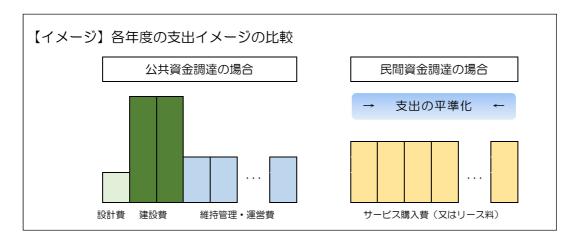
(7) 従来型方式、DB 等方式=公共が資金調達

各契約の検査引渡し完了後に公的資金のもと、各契約相手方に一括して支払います。(一部は前払が可能。)建設費については、国庫補助金が該当する場合はそれに加え、地方債を充当するのが一般的な資金調達の流れであり、会計年度により支出額が大きく変動します。

(イ) PFI 方式・リース方式=民間が資金調達

設計、建設に必要な資金の一部を SPC が金融機関等からプロジェクトファイナンス (リース会社の場合は、コーポレート・ファイナンス) という借入方法で調達します。提供されるサービスの対価として SPC に事業期間にサービス購入費 (リース方式の場合はリース料) を分割して支払い、SPC はその支払いを受け、その収入をもって金融機関に借入金を返済する方法が一般的な資金調達の流れです。PFI 手法導入の効果の1つである支出の平準化が図られますが、地方債に比べ金利が高くなることが想定されます。

なお、他都市において、PFI 手法でも一部を公共資金調達と併用する事例も見られます。



オ 完成までに要する期間と管理運営期間の比較

事業手法が決定した後、それぞれのパターン別において、基本設計に着手してから実施設計、建設工事が完了するまでと、管理運営の一般的な期間を次のとおり想定します。ただし、マーケットサウンディング(市場調査)の意見にあるとおり、近年の社会情勢を踏まえ、建設工事が長期化することも想定しておく必要があります。

(7) 従来型方式

基本設計、実施設計、建設工事を分離して実施するため、それぞれの入札期間を含むことから、他の事業手法と比べそれぞれの設計・施工期間が長くなることが想定されますが、DB 方式等の手法と比べ、準備期間を要しないことから、開館までの期間が最も早くなることが見込まれます。

(イ) DB 等方式・リース方式・PFI 方式

設計に着手するまでの準備期間を要しますが、設計・施工の一括発注を行うため、その都度の入札期間が不要となるほか、設計と並行して建築資材の調達を行うことが可能となることなどから、建設工事の工期が短くなることが想定され、結果として DB 等方式・リース方式は従来型方式と開館時期は同様になると見込まれます。

PFI 方式の場合はそれに加え、PFI 法に基づく実施方針の策定・公表等の手続きなどに期間を要するため、従来型方式等と比べ、さらに約1年程度の期間を要すると見込まれます。

【イメージ】事業手法別の期間の比較

	従来型方式	BT 方式 DB 方式	BTM・BTO 方式 DBM・DBO 方式 リース方式	
基本構想〜 整備手法の決定		約3年		
準備期間	_	約2年(DB等 ~3年(
基本設計	約1年	45.0 年		
実施設計	約 1.5 年	約2年		
建設工事	約4年 (うち工事期間3年)	約2.5年		
開館準備	約3~6か月	同左		
開館までの期間	10 年程度	10年 (DB 等・リース方式) ~11年程度 (PFI方式)		

完成後

管理運受	5年	5~20年
官理建名	指定管理者制度の運用に係るガイドラインに基づく	他の先行事例に基づく

[※] 各期間には、事業者募集等の入札手続き期間等を含む。

(4) 主なメリット・デメリットの整理

一般的な各事業手法について、それぞれの項目におけるメリット・デメリットを整理します。

ア メリット

	従来型方式	PFI 方式	DB 方式等	リース方式	
サービス 水準の確保	仕様発注のため、本市が求 める水準が確保される。	める以上の水準の確保	事業者の自由度や創意 が期待される。特に、I たサービス向上への投	BTO・DBO 方式などは一	
性能確保とコスト縮減	仕様どおりの性能が確保 され、それに見合ったコス トとなり、増減幅が少な い。	民間事業者の技術やノウハウの活用により、性能を確保しながらコスト縮減が期待される。特に、BTO・DBO 方式などは一定の運営期間を見据えた維持管理費の縮減が期待される。また、工期の短縮化に伴い、人件費や仮設費などの整備費の削減が期待される。			
金利	地方債のため、最も低金利 が期待される。	市場金利による。	従来型方式と同じ。	市場金利による。	
期間	PFI 方式と比べ開館まで の期間が短い。	設計・施工の一括発注により、設計と並行して建築資材の調達を行うことが可能となり、工期の短縮化が期待される。 DB等・リース方式は完成までの期間は従来型方式と同程度。			

イ デメリット

	従来型方式	PFI 方式	DB 方式等	リース方式
サービス 水準の確保	民間事業者の自由度や創 意工夫が期待しにくい。	性能発注のため、細部 ビスの低下を招く可能	にわたる定めがないこ 性がある。	とにより、反ってサー
性能確保とコスト縮減	民間事業者の技術やノウ ハウの活用がしにくいこ とや、工期が長くなること に伴い、整備費が増加する 可能性がある。	を追求することによりがある。加えて、詳細な額に影響する可能性がまた、SPC 関連経費なる夫が発揮しにくい場合さらに、BOT・BOO・リ	にわたる仕様の定めが、本市が期待する水準な設計をしていないためある。 どを要し、金利状況や民は、コスト縮減に期待では、コス方式は、民間事業要し、その分サービス	が確保されない可能性 、そのリスク分が提案 間のノウハウや創意工 できない場合がある。 者が施設を所有するた
期間	分割発注のため、落札・ 契約後の資材発注とな り、工期が長くなる可能 性がある。	維持管理 (M) や運営 件費や物価上昇などの	と比べ、完成までに期間(0) まで一括発注する場)社会情勢の変化により スクがあるため、民間)確保する必要がある。	合は、最近の円安、人 、民間事業者側の負担

(5) 簡易な検討(定性評価)

大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程に基づき次のとおり検討を行った内容を整理します。

【定性評価に当たって】

- ※ 基本構想段階における定性評価については、簡易な検討として、「可能性があるものを〇」、「可能性が著しく低いものを \triangle 」として評価しています。
- ※ 今回実施したマーケットサウンディング(市場調査)の結果から、「民間事業者の参画意向」の項目で一部の方式を△としていますが、PFI方式における他都市事例において、主たる部分はBTO方式とし、付帯事業など部分的に切り離してBOO方式と組合せによる事例もあり、民間事業者の意向を踏まえつつ、最適な事業手法については、今後実施する基本計画の策定、PFI導入可能性調査において詳細に検討することとしています。

	従来型			PFI	方式				DB 方式等	F	リース
	方式	BT	BTM	BT0	BOT	B00	コンセッション	DB	DBM	DB0	方式
市民サービスの向上可能性	PPP/PFI 含めた。 マー/ る自主	「導入可能 手法は質 ケットサ 事業の可	能性調査(を見据え ウンディ 能性につ	簡易化マ た設計と ング(市 いて提案	ニュアル! なり、サ 場調査) がありま	こおける ービス水 では、飲 した。民	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	の比較に するとテ ゚ェ、物則 ゚はBTO・	おいても そされてい 気のほか、	、運営(います。 サービス	の) をに関す
類似事例の調査を 踏まえた評価	認する。 方式に。 きます。 後述の 事業者の	ことはで よる様々 の民間事	きません な事例が 業者の参 適な事業	が、その あり、そ 画意向に	他のスポ の中でも あるとお	ーツ施設 PFI 方式 り、マー	○ ポーツ施 や社会福 では、B1 -ケットサ 、PFI 方	祉施設に [0 方式の ロンディ	こおいてに 事例が多 ・ング(計	t PFI 方式 いことが f場調査)	では、
民間事業者の創意 工夫の活用可能性	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
民間事業者の 参画意向	度見込まれます。										
制度的制約や 時間的制約	ため、 ⁴ 他の事 のの、 ¹	今後基本 業手法と 多転建替	計画にお 比べ、竣	いて、引 工(完成 性から、	き続き検) までに	討します 要する期	○ 税措置に 。時間的 間が1年 しながら	制約とし 程度長く	ては、Pl なること	FI 方式の : が見込ま	場合、 (れるも

(6) VFM の簡易な検討 (定量評価)

最近の他都市のスポーツ施設の事例を踏まえつつ、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称) について簡易な検討を行った結果、現時点の簡易な試算では3%程度のVFMが見込まれます。

他都市事例	方式	特定事業 の選定時	落札者の決定後 客観的評価
福岡県糸島市運動公園整備・管理運営事業	DBO 方式	9.2%	9. 2%
下関市新総合体育館整備事業	BTO 方式	3.3%	5. 1%
宮崎県プール整備運営事業	BTO 方式	3.9%	9.9%
愛知県西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業	BTO 方式	3.1%	4.0%
山梨県韮崎市営新体育館及び市営総合運動場整備・運営事業	BTO 方式	3.8%	4. 1%

[※] 各自治体等のホームページをもとに作成

(7) 簡易な検討に基づく総合的な検討結果

これまでの簡易な検討結果において、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備・運営に関して、PFI 適性もあり、様々な PPP/PFI 手法の導入の可能性があると考えられます。

マーケットサウンディング(市場調査)の対話に参加した事業者からは、従来型方式、PFI 方式、DB 方式など、事業者により最適な整備・運営手法は様々でありました。

ただし、その中でも PFI 方式のうち BOT 方式・BOO 方式、リース方式は、施設を民間事業者が所有することによる固定資産税などの税負担が大きく、結果それが事業費に転嫁され、また公共性が高い本施設を民間事業者が所有するメリットも少ないため、本事業手法には適さないのではといった意見もありました。

運営 (Operate) 事業者を先行して選定し、その意見を反映しながら設計していくことは、利用者にとって使いやすい施設となり、より効果的・効率的な整備・運営が可能となるではないかとの意見がありました。それ以外にも PFI 方式・DB 方式などの性能発注を行う場合は、要求水準書では不確定な要素も多いため、基本設計は従来どおり公共が実施し、実施設計以降を一括発注する基本設計先行型の手法も可能性があるではないかと意見がありました。これらの運営事業者を先行して選定する手法や基本設計先行型の事例は、一般的な事業手法とは異なる先進事例であり、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の手法に適しているのか、法的リスクや必要な手続き等を含め、多様なPPP/PFI 手法について検討していくこととします。

今後実施する基本計画、PFI 導入可能性調査においてさらなる検討を行い、詳細な要件を示しつつ、 改めてマーケットサウンディング(市場調査)を実施し、整備や運営について、民間の参入を促進し、 創意工夫のもと、技術やノウハウが十分に発揮できるようにすることで、質の高いサービスの提供や コスト縮減が図られるよう取り組んでいくこととします。

なお、最近の社会情勢において、為替の変動、資材・人件費の高騰に起因する工事・運営費が今後 増嵩することが想定されており、維持管理(M)や運営(0)まで一括発注することは事業期間が長期 間になることによる物価の変動等は、選定事業者の費用増やその利益の減少の原因となり得るため、 引き続き動向を注視しつつ、リスク分担のあり方について予め検討しておくことが必要です。

3 財源確保の検討

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の建替えに活用できる可能性のある補助金等について、次のとおり整理します。

(1) 補助金等

ア PFI 導入可能性調査

〇 民間資金等活用事業調査費補助事業(内閣府)

【用途】公共施設等(PFI 法に規定する公共施設等)を対象とした PPP/PFI 事業の導入に係る 検討に要する調査

【規模】1件あたりの上限は原則1,000万円

○ 文教施設における多様な PPP/PFI の先導的開発事業 (文部科学省)

【用途】文教施設における先導的な PPP/PFI 手法の導入検討

【規模】1件あたりの上限は原則1,300万円

イ 整備

〇 学校施設環境改善交付金 [地域スポーツセンター新改築] (文部科学省)

【用途】地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造を 行う事業

【規模】交付対象経費に 1/3 を乗じて得た額 (交付対象面積の上限 4,000 ㎡) (必要と認める面積に 1 ㎡当たりの建築の単価を乗じたもの)

〇 地域スポーツ施設整備助成(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改築)、改修又は改造 を行う事業

【規模】助成対象経費に2/3を乗じて得た額(上限3,000万円)

※ 国庫補助金が該当する場合は不可

ウ設備

○ 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(環境省)

【用途】災害発生時に活動拠点となる停電時にも必要なエネルギー供給が可能な ZEB の実現と 普及拡大を行う設備等の導入事業

【規模】交付対象経費に 1/3~3/5 を乗じて得た額 (上限 5 億円)

〇 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 (環境省)

【用途】高機能換気設備の導入を支援し、感染症の拡大リスクを低減し、CO₂排出量を抑制する 事業

【規模】交付対象経費に 2/3 を乗じて得た額(上限 2,000 万円)

(2) 地方債

地方債とは、地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れをいいます。

	社会福祉施設整備事業	公共施設等適正管理推進事業
		■ 集約化・複合化事業
	 公共的団体が整備する社会福祉施設	延床面積の減少を伴う集約化・
対象事業	公共的団体が登開りる社芸価征施設 整備事業	複合化事業
	登佣事業	■ 除却事業
		公共施設等の除却を行う事業
充当率	80%	90%
大小松井里	45.1	50%
交付税措置	なし	(除却事業は除く)
		平成 29 年度に創設された本事業は、
その他	_	当初は令和3年度までであったが、
		令和4~8年度までに延長。

- ※ 本建替えに地方債を充当する場合、公共施設等適正管理推進事業は充当率に加え、交付税措置の 対象であるため、本市にとってメリットが大きいと考えます。しかしながら、第8章の2のスケ ジュールイメージのとおり、建設工事について、公共施設等適正管理推進事業の期限である令和 8年度時点では未着手であるため、今後の国(総務省)の地方債計画の動向について注視する 必要があります。
- ※ 地方債を充当せず、PFI 方式で民間資金調達を行った場合は、地方債の充当率、交付税措置率を 勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がされます。

(3) 寄附金

〇 大阪市ふるさと寄附金(ふるさと納税)

◆ 概要

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、本市では応援に際する寄附であることから、「ふるさと寄附金」と呼んでいます。

本市では、障がいのある誰もがスポーツに親しめる環境をめざして、障がい者スポーツセンターでのイベントをはじめ、障がい者スポーツ大会の開催や指導者の育成などに取り組んでおり、その取組に対して応援していただく仕組みとして、「障がい者スポーツ振興事業」の充実に活用するふるさと寄附金のメニューを設けています。

〇 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

◆ 概要

地方版総合戦略に位置付けられた事業について、本市が「まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業」を企画立案し、国の認定を受けた場合、当該事業への寄附を行った企業に対し て、法人住民税、法人税、法人事業税の税額控除が措置されます。

4 入札・契約方式の検討

この基本構想の策定以降、基本計画の策定、PFI 導入可能性調査、整備・運営(事業)手法決定後においては、設計・工事など様々な入札・契約を行う必要があります。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 14 項では、地方公共団体がその事務を処理するにあたっての基本的原則として、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。この原則のもとに、契約締結にあたっては、最も低い金額で契約するとともに、公平に契約の相手方を選定することが求められます。地方自治法第 234 条では、契約締結の方法として一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法を定めていますが、一般競争入札によることを原則として、予定価格の範囲内で最低の価格(せり売りの場合は最高の価格)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることを定めています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備・運営に当たっては、その経費が市税によって 賄われるものであるため、入札・契約の公正性、透明性、競争性を確保し、より良いものをより安く調 達しなければなりません。

その入札・契約等については、地方自治法などの各種法令、本市契約規則などの各種条例等、その他 ガイドラインなどにおいて、様々な取扱い等が定められています。

(1) 多様な入札契約方式

平成 26 年 6 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律 第 56 号)が公布・施行され、新たに第 14 条において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当 たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様 な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが明記されました。その多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(国土交通省)」が平成 27 年 5 月に策定され、公共工事の性格や地域の実情等に応じた入札契約方式の適用が一層進むことの一助となるよう、令和 4 年 3 月に同ガイドラインが改正されました。

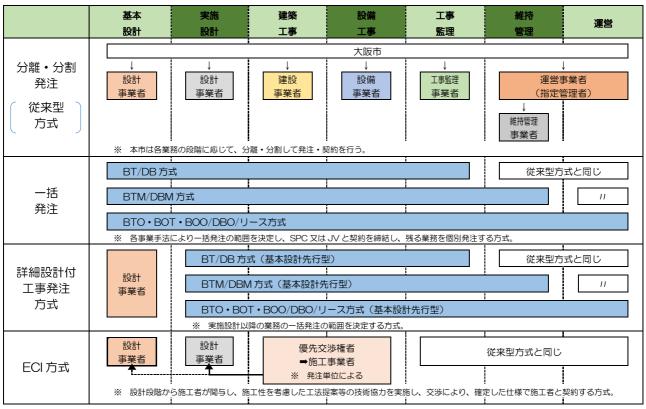
新たな長居障がい者スポーツセンター (仮称) の整備に当たっては、約70~80億円の整備費用を要することから、多様な入札・契約方式の中から最適な方式を検討する必要があり、本項では、今後想定されるその方式について整理します。

(2) 発注・契約単位の整理

本市では、公共施設の整備に際して、その設計、工事及び工事監理については、多くが設計・施工の分離・分割(従来型方式)により発注を行っています。

一方で、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用により、効率的かつ効果的な施設整備や良質なサービスの提供を行うため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行い、最適な事業手法を決定し、PFI 方式や DB 等方式を採用する場合は、設計・施工、維持管理、運営の一括発注する範囲を決めていく必要があります。

施設整備については、測量、調査及び設計業務のほか、建築、外構、植栽、電気設備、機械設備などの新設工事に加え、備品購入、維持管理及び運営業務、さらには既存施設の解体工事や跡地整備など範囲が多岐にわたることから、品質、明確な責任の所在、競争性等を確保し、より良いものをより安く調達できるよう、今後必要な業務等のほか、発注単位を検討していく必要があります。従来型方式や PFI 方式等の様々な事業手法について、主な業務・工事等に関する今後想定される発注単位について、下表のとおり整理します。



※ ECI 方式: Early Contractor Involvement の略。

(3) 競争参加者の設定方法の整理

競争参加者の設定方法とは、契約相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法のことであり、上記(2)の発注・契約単位を踏まえ、その方法について次のとおり整理します。

ア 一般競争入札

一般競争入札は、公告により不特定多数の者に競争させ、発注者に最も有利な条件を提供する者 を選択し、契約の相手方として契約を締結する方式であり、契約締結上の原則とされています。

本市では、必要な資格等を定め、その資格を有する者によって一般競争入札を行い、予定価格の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として資格審査を行う事後審査 型制限付一般競争入札により様々な発注を行っています。

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)が施行され、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして「総合評価落札方式」の適用を掲げています。総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素(競争参加者の技術的能力、品質の向上に係る技術提案)を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価が高い者を落札者とする方式であり、本市では、一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が6億円を超える工事については、総合評価落札方式の適用基準により検討することとしています。

本市や他都市の整備事例では、建設工事、PFI 方式などにおいて、総合評価落札方式を採用している事例が多く、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備に関して、特に建設工事においては、価格のみによる競争では品質低下の懸念があり、本方式の適用基準を踏まえ、施工上の技術的な提案を求めることで、性能や品質の確保若しくは向上、維持管理費の軽減等を図ることが重要であることから、総合評価落札方式を適用することが望ましいと考えます。

イ 指名競争入札

指名競争入札は、入札者を広く一般から募ることなく、資力、信用、能力等が確実と認められる 特定の者を指名して入札させ、これにより相手方を選択して契約を締結する方式です。契約の性質 又は目的による競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する場合又は一般競争入札に付す ることが発注者に不利となる場合に採用する方式ですが、一般競争入札の原則に加え、本市や他都 市の整備事例を踏まえると、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備に該当する発注 はないと考えられます。

ウ 随意契約

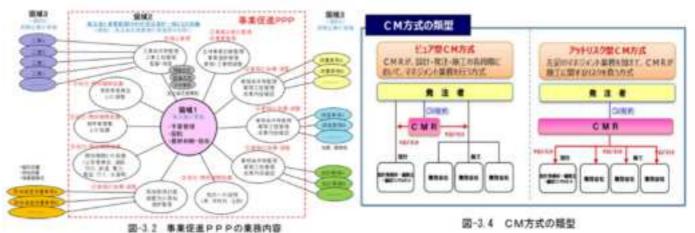
随意契約は、競争入札の方法によらず、任意に特定の者を選定して契約を締結する方式です。 随意契約による場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の各 号に規定するものに限られており、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事や施工上の経 験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるときな ど、同第2号に規定する「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」や同第3号に規定する 障がい者支援施設などの特定の施設から物品の買い入れ又は役務の提供を受ける契約などがあり ます。

また、設計・デザイン等のように、業務の内容が高度で専門的な技術力や知識が求められるもの や芸術性、創造性が求められるものであって、提案内容に基づいて仕様を作成する方が優れた成果 を期待できる業務などにおいて、企画競争方式(コンペ・プロポーザル方式)により最も有利な提 案をした者を契約の相手方に決定する方式もこの随意契約に該当します。

本市や他都市の整備事例を踏まえると、特に設計・工事監理委託、PFI 方式などの一括発注によ る事業者や ECI 方式の優先交渉権者を決める場合などにおいて、企画競争方式 (プロポーザル方 式)など随意契約を採用している事例も多く、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整 備に関して、一般競争入札の原則を踏まえつつ、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に おいては、企画競争方式(プロポーザル方式)についても検討する必要があります。

(4) 発注者における体制確保を図る方式

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の整備に関しては、多岐にわたる業務や工事が輻輳 し、様々な関係先との調整を要することが見込まれ、整備を推進する体制を確保していく必要があり ます。発注者における体制確保を図る方式として、事業促進 PPP、CM 方式があり、それぞれの方式に ついて、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(国土交通省)」(下図参照・同ガイ ドラインより転載)を踏まえ、今後検討する必要があります。



第7章 運営計画の考え方

1 運営計画の基本的な考え方

本市障がい者スポーツセンターは、障がい者に対し、スポーツ及びレクリエーション活動の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツに関する講習会等を開催することにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、大阪市障害者スポーツセンター条例に基づき設置した公の施設です。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の運営に関して、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、その運営を行う事業者(指定管理者)は、本市との緊密な協力及び連携のもと、民間のノウハウを活用し、条例をはじめ、関係法令及び大阪市の指定管理者制度の運用に係るガイドライン等に定める基準等に従わなければなりません。また、第4章で示した基本理念、コンセプト等のもと、本市障がい者スポーツの振興の中核的な拠点施設として多様な主体とも連携し、施設の設置目的の達成、平等利用の確保のうえ利用者のサービス向上を図る必要があります。さらには、施設の効用を最大限に発揮しながら、効率的な運営による市費の縮減を図るとともに、社会的責任及び本市の施策との整合に努め、管理運営を行う必要があります。

そうしたことを踏まえ、本章では、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の運営に関して、 条例に規定する休館日や実施事業の範囲など、整備を進める過程において今後検討すべき事項を整理 し、基本的な考え方を運営計画として取りまとめます。

2 施設運営に関する取扱い等の検討

現在の長居・舞洲障がい者スポーツセンターについては、大阪市障害者スポーツセンター条例、同条 例施行規則において、施設の設置、目的から指定管理者の業務の範囲までの運営に関する取扱い等を定 めています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の開館に向けては、現行の取扱い等を踏まえつつ、利用ニーズへの対応とともに、それに伴うコストとのバランスを踏まえながら様々な施設の管理運営に関する取扱い等について、次のとおり今後実施する予定の基本計画などの段階に応じて検討していく必要がある主な事項について整理します。

(1) 休館日

現在の大阪市障害者スポーツセンター条例に定める休館日のほか、早川福祉会館、市内の他のスポーツ施設の休館日の状況とともに、ニーズとコストとのバランスを踏まえながら、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の休館日について、今後検討します。

	現在の各施設における「休館日」の比較				
	長居 SC	舞洲 SC	早川福祉会館	各区スポーツ センター	各区プール・ トレーニング室
定休日	毎週水曜日 毎月第3木曜日	毎週火曜日 毎月第3月曜日	毎週日曜日 及び祝日	毎週月曜日	施設により異なる 毎週月曜日が多い
年末年始	12月29日 ~	12月29日 ~	12月29日 ~	12月29日 ~	施設により異なる 12月29日~
1 70	翌年1月3日	翌年1月3日	翌年1月3日	翌年1月4日	翌年1月4日が多い

(2) 供用時間

現在の大阪市障害者スポーツセンター条例に定める供用時間のほか、早川福祉会館、市内の他のスポーツ施設の休館日の状況とともに、ニーズとコストとのバランスを踏まえながら、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の供用時間について、今後検討します。

		現在の各施設における「供用時間」の比較				
	長居 SC	舞洲 SC	早川福祉会館	各区スポーツ センター	各区プール・ トレーニング室	
平日	午前9時~午後9時		午前9時30分			
土曜日			~午後9時※	午前9時	午前9時	
日曜日	左並 n 味 . 左 然 c 味		化 <u></u>	~午後9時	~午後9時	
祝日	午前9時~午後6時		休館日			

[※] 早川福祉会館点字図書室は、午前9時30分~午後5時。

(3) 専用利用における時間区分

体育室や会議室等の施設の使用許可に関しては、現在の大阪市障害者スポーツセンター条例等に 規定しています。特に、団体等が体育室や会議室等の専用利用する場合の時間区分について、その利 用形態によっては、例えば②の午後の区分で4時間の専用利用の申し込みをしても、実際には2時間 程度で終了する場合があり、その時間が有効活用できるほか、午後4時から6時までの午後・夜間の 時間区分をまたがった利用を希望されるケースもあり、弾力的な運用が望まれます。

そのため、例えば1時間単位若しくは午後1・午後2など、時間区分の運用について、ニーズとコストとのバランスを踏まえながら、今後検討します。

	現在の各施設における「時間区分」の比較					
	長居 SC	舞洲 SC	早川福祉会館	各区スポーツ		
	77711 50			センター		
				① 午 前:		
	① 午前:		① 午前:	午前9時~正午		
	午前9時~正午		午前9時30分~正午	② 午後1:		
時間	② 午後:		② 午後:	正午~午後3時		
区分	午後1時~午後5時		午後1時~午後5時	③ 午後2:		
	③ 夜間:		③ 夜間:	午後3時~午後6時		
	午後6時~午後9時		午後6時~午後9時	④ 夜 間:		
				午後6時~午後9時		

(4) 職員の配置基準等

現在の長居・舞洲障がい者スポーツセンターの職員の配置基準については、業務責任者1名、業務責任者補佐兼施設責任者(館長)を各館1名、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい業務遂行能力を有する者として、業務責任者の下で作業等を行う業務従事者を配置することとしています。業務従事者については、障がい者スポーツ指導員等の専門知識・資格等を有する担当者、施設の維持管理、設備保守点検等を行う担当者、管理事務担当者については、民間事業者の提案のもと施設の特性に応じた人員を適宜配置することとしています。また、指定管理予定者の選定に当たっては、申請団体としての社会的責任や本市の施策との整合について着目し、施設の特性を踏まえ、障がいのある人の雇用などの積極的な取組みについて、評価に反映しています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)におけるその配置基準等についても、公募要件に関わる内容であるため、今後実施する予定の基本計画等の段階に応じて検討します。

3 実施事業の検討

(1) 現在の障がい者スポーツセンターでの事業

現在の障がい者スポーツセンターで実施している事業については、第2章6(2)に記載のとおり大 阪市障害者スポーツセンター条例第3条の規定に基づき実施しています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)において実施する事業については、これまで実施し ている障がいのある人を対象としたスポーツの指導、スポーツ教室等の開催のほか、障がい者スポー ツ指導員の養成事業などは踏襲のうえ、DX を推進し、利用ニーズの変化にも機動的かつ効果的に対 応することで、サービス向上と業務の効率化をより一層図る必要があります。

とりわけ、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点として、施設でのサービス提供にとどまら ず、身近な地域における障がい者スポーツ振興、障がいや障がい者スポーツへの理解促進など、その 取組や効果を市域に波及していくことが求められます。

本項では、第4章の基本理念、施設のコンセプトのもと、今後重点的に取り組む4つの主な事業の 方向性について整理します。

【今後の重点的な取組の方向性】

障がい者スポーツをささえる指導者・ 人材の育成と活躍できる場の提供

これまでの障がい者スポーツ指導員養成講座の開催やボラ ンティアの育成など取組を一層強化し、障がい者スポーツに 関わる多くの方々の自主的・自律的な活動が促進されるよ う、取組のスタートアップを支援していきます。

> スポーツを通じた障がいの ある人・ない人との交流の促進

長居公園の立地を活かし、周辺の施設とも連携しながら、

障がいのある人・ない人が自然に交流できる取組や、気軽

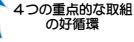
に障がい者スポーツを知り・体験を通じて、障がいや障がい



多様な主体との連携による身近な地域に おける障がい者スポーツ振興

各区スポーツ施設をはじめ、地域の団体や企業、区役所等 の多様な主体との連携により、それぞれが持つノウハウや強 みを活用することで、障がい者スポーツの取組を効果的に推 進し、さらなる障がい者スポーツを振興していきます。







障がい者スポーツに関する 戦略的な情報発信

障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、未実施者や無 関心層に対する魅力的なコンテンツのほか、障がいのある 人・ない人を問わず、障がい者スポーツへの関心を高めるた め、効果的かつ戦略的な情報発信に取り組んでいきます。

DX を推進し、これまでの取組と合わせて、ソフト・ハード両面から拠点施設としての 機能を強化することで、さらなる障がい者スポーツの振興を図る

(2) 現在の早川福祉会館での事業

者スポーツへの理解を深めていきます。

現在の早川福祉会館で実施している事業については、大阪市立早川福祉会館条例第2条の規定に 基づき実施しています。

これまで実施している点字図書等の収集及び提供や、ボランティア活動による点訳・音訳、ボラン ティアの育成や普及啓発事業などを踏襲し、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)との複合 化により、スポーツと文化活動の広がりなど、一層の機能強化を図るとともに、これらの取組につい ても情報発信を進めていくいく必要があります。

(3) 自主事業

自主事業は、施設の目的事業のほか、施設の設置目的等に沿って管理業務の効果的な実施に影響を 与えない範囲内において、本市の承認の下で指定管理者が自主的に行う事業の提案を受けることが でき、自らの責任と投資において実施される性格のものです。

現在の長居障がい者スポーツセンター及び早川福祉会館において、指定管理者が実施する自主事 業については、指定管理者からの提案のもと、利用者サービスの向上を目的として、自動販売機等の 設置及びその管理運営を行っています。

新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)について、建築計画において、民間活用スペースを 導入する予定としており、その運営を行う事業者(指定管理者)のノウハウのもと、施設の有効活用 を図る観点から、公募の際に有意な提案を積極的に受け入れることができるように今後検討します。

4 利用者負担のあり方の検討

(1) 利用者負担のあり方について

ア 戦略会議における建替えに向けた今後の検討の留意事項

障害者基本法第24条において、「地方公共団体は、障害者の経済的負担の軽減を図り、公共施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない」と経済的負担の軽減について規定されています。同法の趣旨を踏まえ、ほとんどの自治体において、障がい者の利用者負担について、市内と府県内において差を設けておらず、本市も他都市と同様の取り扱いとなっています。

令和3年11月の戦略会議において、建替えに向けた今後の検討の留意事項として「今後の市内外の利用者の状況や将来の社会情勢の変化を注視しつつ、適切な利用者負担のあり方について、検討していく必要がある」とされています。

イ 適切な利用者負担のあり方の検討に向けて

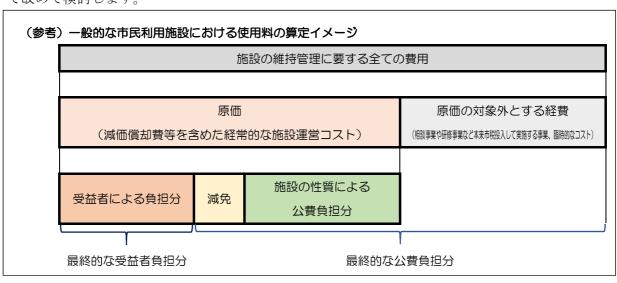
本市障がい者スポーツセンターの運営については、府内の障がい者が利用する場合、無料(減免)とし、府外利用者からは低廉な使用料を徴収しており、受益者負担率については1%程度となっています。指定管理者の収入としては、本市からの業務代行料が大半を占めており、利用者1人当たりの費用として、長居障がい者スポーツセンターでは908円、舞洲障がい者スポーツセンターでは1,843円となっています。(平成30年度実績・資産カルテ参照)。

本市障がい者スポーツセンターは、市民の財産であり、市税負担で運営していることから、公費 負担の公平性を確保する必要があります。

一方で、センターの市外利用者の中には、仕事や学校帰りに利用する、いわゆる「昼間人口」の ほか、団体競技など多くのスポーツには仲間が必要であり、市内の障がい者だけではチーム編成や 対戦ができない場合もあります。

今後、建替えに向けては、そうした利用者の状況を踏まえつつ、近年の社会情勢から、人件費の 上昇、建設費及び光熱水費など最近の物価上昇に鑑みると、整備費や維持管理費が増嵩することが 想定され、その負担についても検討していく必要があります。

そうしたことから、施設の特性、障害者基本法に規定する経済負担の軽減の趣旨を尊重しなが ら、今後基本計画において、概算事業費を精査し、適切な公費負担と受益者(利用者)負担につい て改めて検討します。



※ 上記イメージは、市政改革プランの考え方に基づき、平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る 受益者負担のあり方(案)」をもとに作成した図

(2) 料金制度

施設を利用の際に徴収する料金について、現在は、長居・舞洲障がい者スポーツセンターのスポーツ施設部分は、指定管理者に徴収を委託する「使用料制」、舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊・研修施設ではその料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を導入しています。利用料金制は、ニーズに応じて弾力的な料金設定や多様なサービスの提供が可能となり、その料金が直接指定管理者の収入となるため、指定管理者のインセンティブとなりやすく、自主的な経営努力が期待され、多くの市民利用施設では利用料金制が採用されています。

一方で、現在の本市障がい者スポーツセンターでは、府外利用者から使用料を徴収していますが、 それを利用料金制として、指定管理者のインセンティブとすることは施策の趣旨に合致しません。 そうしたことを踏まえ、上記(1)の利用者負担のあり方とともに、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)の料金制度についても今後検討していくこととします。

5 その他

その他運営に関して、公募要件、業務の基準、成果指標、事業計画、収支計画のほか、大阪市障害者 スポーツセンター条例及び施行規則の改正など必要な手続き等について、今後実施する予定の基本計 画や設計等の過程に応じて検討します。

第8章 整備に向けた今後の課題と整備スケジュール

1 整備に向けた今後の課題

この基本構想における基本的な考え方のもと、整備・運営に向けて、今後実施する予定の基本計画、 PFI 導入可能性調査、設計の過程において、詳細に検討します。

引き続き、社会経済情勢を注視しつつ、将来の施設需要を勘案しながら、サービスの向上と経費の縮減とともに、入札・契約の公正性、透明性、競争性が図られるよう、最適な事業手法について検討を進めていきます。

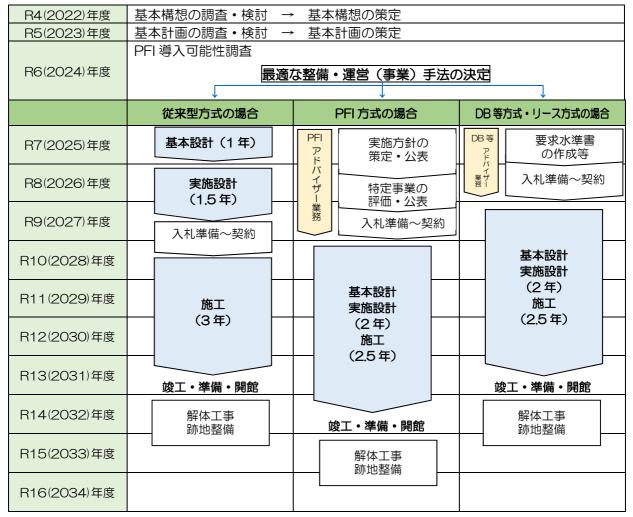
2 整備スケジュール

この基本構想の策定から事業手法別の整備スケジュールについては次のとおりです。

令和6 (2024) 年度に事業手法を決定し、その手法によりますが、開館時期は令和 13~14 (2031~2032) 年度末頃を見込んでいます。

なお、DB 方式等については、PFI 方式に準ずる手法として、実施方針の策定・公表の手続きを行っている他都市事例もあり、その手続きを行う場合は、開館は PFI 方式と同時期になる場合があります。

いずれにしても、マーケットサウンディング(市場調査)の意見にあるとおり、近年の社会情勢を踏まえ、工事期間が長期化することも十分に想定しておく必要があります。



1 長居障がい者スポーツセンター建替えに関するアンケート

令和4年2月から3月にかけて実施した本アンケートのうち、建替え後の施設や設備等に関する改善点など寄せられたご意見に対して、基本構想の策定時点における本市の考え方を整理します。

問9:現在の長居障がい者スポーツセンターに「ある」施設、設備やサービス等について、建替え後にどういった改善をすればよいと思いますか。(自由記入)

① 現在の運動施設

改善が必要 なもの	意見数	その理由や改善方法など	基本構想における本市の基本的な考え方
		コース数を増やしてほしい	利用者数やニーズを踏まえ、現時点では6コースから8コース での整備をする方向で検討しています。
プール	71	プール更衣室・シャワー室を広くしてほ しい	介助のしやすい更衣室・シャワー室の広さについて、今後配慮 します。
		ジャグジーがほしい 	レジオネラ感染症のリスクなどを踏まえ、必要性について今後 検討します。
		水深を一定にしてほしい	プール公認規則などを踏まえ、今後検討します。
		体育室を広く(バスケットボールコート 2面)してほしい	利用者数やニーズのほか、様々なスポーツに対応できるよう、 現時点では2面での整備をする方向で検討しています。
体育室	47	床をコンクリー床から木製にしてほし い	コンクリート製の床は安全確保の観点から、木製又は衝撃吸収 性のある素材について、今後検討します。
		室内ランニングコースを設置してほし い	雨天時の室内トレーニングなどに対応するため、現時点ではア リーナの上層階に整備をする方向で検討しています。
ボウリング室	53	利用者が多く混雑するので、レーン数を 増やしてほしい	地域の施設の活用、他都市の障がい者スポーツセンターの状況、 維持管理費の観点から、現状維持の4レーンを想定しています。 DX を推進することで利用の効率化を図り、これまで以上に多 くの方の利用に対応していきます。
トレーニング	00	器具(ルームランナー・エアロバイク等) を増やしてほしい	建替え後の器具について今後配慮します。
室	29	広くしてほしい	利用者数やニーズを踏まえ、現状より広くすることを想定して います。
卓球室	15	卓球台同士の間隔が狭く、広くしてほし い	安全に配慮しながら安心して卓球に親しめるよう、卓球台数の 配置について今後検討します。
.1. /-	10	床をコンクリー床から木製にしてほし い	コンクリート製の床は安全確保の観点から、木製又は衝撃吸収 性のある素材について、今後検討します。
小体育室	18	トランポリン等の器具の充実	建替え後の室内の器具について今後配慮します。
		夏場暑いので空調を改善してほしい	
遊戯室	2	ジュニア向けの教室を開催してほしい	既にジュニア向けの教室を開催していますが、ニーズを踏まえ、 教室の内容の充実について検討します。
屋外プール	25	水質の改善、きれいにしてほしい	屋外プールは夏季限定であり、年中楽しめるよう、また衛生面からも舞洲と同様に屋内での整備する方向で検討しています。
		広さが異なる会議室を導入してほしい	少人数から多人数にも対応できるよう、区分けできる会議室の 整備をする方向で検討しています。
会議室・研修	4.4	数を増やしてほしい	現在よりも部屋数を増やす方向で検討しています。
室	41	防音の会議室にしてほしい	壁の素材等について今後配慮します。
		インターネット環境を充実させてほし	既に Wi-Fi を導入していますが、様々なニーズに対応できるよ
		()	うデジタル環境について今後検討します。
		アーチェリーを 50m 撃てるようにして	ニーズと安全面への配慮しながら、50m にも対応したアーチェ
屋外運動場	8	ほしい	リー専用の場所を整備する方向で検討しています。
.171723000	9	野球ができるような広いグランドが必 要	野球場のような広さの敷地を確保することはできませんが、体育室でキャッチボール等の練習には対応していきます。
特にない	5	このままで十分	現在の施設にも配慮しながら今後検討を進めます。
その他	49	施設が古いので、建替えにより全体を改善してほしい	建替え後の施設について、安全・安心で利便性の高い施設となるよう検討します。

② 現在の共用施設

改善が必要 なもの	意見数	その理由や改善方法など	基本構想における本市の基本的な考え方
トイレ	96	トイレの増設、全て洋式にしてウォシュ レットをつけてほしい、男女共用トイレ を整備してほしい、トイレ内にも音声装 置をつけてほしい	トイレ、更衣室、通路などの共用部分については、快適性、介助
更衣室	83	更衣室を広くしてほしい、きれいにして ほしい、換気をよくしてほしい、介助が しやすい更衣室を整備してほしい	のしやすさなど、時代に即したユニバーサルデザインを追求し、 様々な障がいのある人に配慮した共用施設の整備について、今 後検討します。
通路	42	通路が狭いところがある、暗いところが あるので明るくしてほしい、手すりや点 字ブロックを充実させてほしい	
エレベーター	38	エレベーターの数を増やしてほしい、エ レベーターの音声案内があるようにし てほしい	施設内移動の快適性を確保するため、現時点ではエレベーターを施設の入口付近に2台整備する方向で検討しています。音声 案内についても、今後配慮します。
ラウンジ	46	食堂を再開してほしい、談話や交流でき るスペースを広げてほしい	食堂については、民間活用スペースを確保し、施設の運営事業者の積極的な提案を求めていくことを想定しています。また、弁当などの飲食物の持ち込み、談話や交流ができるスペースについては、ニーズ等を踏まえ、確保することを想定しています。
		駐車台数が少ないので増やしてほしい	時間帯により混雑することもありますが、利用者数と敷地の広 さに鑑み、適切な台数について今後検討します。
		1台の駐車スペースも狭い	現在の駐車幅は狭いと考えていますので、今後配慮します。
駐車場	39	歩行者・車の分離による安全性の確保	安全性には十分に配慮します。
		屋根付き駐車場	建築規制の関係のほか、建物の階下や地下駐車場などは整備費の関係から、全て屋根付きは難しいですが、一定の配慮は必要と考えており、今後検討します。
現状でよい	2	このままでよい	現在の施設にも配慮しながら今後検討していくこととします。
その他	28	ハンガー、くつ置き場を設置してほし い、休憩するいすを増やしてほしい	備品での対応が可能と考えており、今後配慮します。
		館内空調の改善	建替え後には改善する予定です。

③ 現在の利用や予約方法、その他サービスの内容

コロナ禍における予約方法、デジタル化の充実など様々なご意見に対して、DX を推進し、これまで以上に快適で、効率的な利用環境を検討します。

問 10: 現在の長居障がい者スポーツセンターでは、「できない」又は「やりにくい」スポーツや行事はありますか。 (Oは1つ、「できない」又は「やりにくい」スポーツや行事は自由記入)

	回答数
特にない	446
「できない」又は「やりにくい」スポーツや行事がある	87
無回答	211

「できない」又は「やりにくい」スポーツや行事の内容

種類	意見数	スポーツや行事の内容 何が不足、どうすればよいか	基本構想における本市の基本的な考え方
		音楽をかけても音が漏れない防音室 を整備してほしい	会議室などの防音の壁の素材等について、今後配慮します。
文化事業	14	交流や調理教室などの文化行事を開	スポーツのみならず、文化行事にも対応できるようハード・ソ
		催してほしい	フト面について今後検討します。 利用者数やニーズのほか、様々なスポーツに対応できるよう、
バスケットボール、バドミントン、 バレーボール	12	体育館を広くしてほしい、専用コートを整備してほしい、体育館のコンクリート床を改善してほしい	現時点では2面での整備をする方向で検討しています。 コンクリート製の床は安全確保の観点から、木製又は衝撃吸収性のある素材について、今後検討します。 アリーナでは様々なスポーツに対応することが重要であり、特定の競技の専用コートの整備は難しいと考えています。
		室内にランニングコースを整備して ほしい	雨天時の室内トレーニングなどに対応するため、現時点では アリーナの上層階に整備をする方向で検討しています。
陸上競技	9	グランドを整備してほしい	陸上競技用のグラウンドのような広さのある敷地を確保する ことは難しく、また長居公園内にも陸上競技場が整備されて いるため、導入する必要性は無いと考えています。アリーナや 屋上広場で一部の陸上競技に対応していくこととします。
利用方法等	6	利用方法やイベント等の周知をわか りやすく、早くに知らせてほしい、団 体利用の人数の緩和	施設からの様々な情報について、より正確かつ速やかに多く の皆様に届くよう、情報発信の強化を図ります。 団体利用人数の緩和については、新型コロナウイルス感染症 の状況を見極めながら順次緩和しています。
アーチェリー	5	50m を撃てるようにしてほしい、安 全対策を講じてほしい	ニーズと安全面への配慮しながら、50m にも対応したアーチェリー専用の場所を整備する方向で検討しています。
野球	5	野球ができるグランドを整備してほしい	野球場のような広さのある敷地を確保することは難しく、また長居公園内にも野球場が整備されているため、導入する必要性は無いと考えています。アリーナや屋上広場で、キャッチボール等の練習に対応していくこととします
テニス	4	テニスコートを整備してほしい	テニスコートは、長居公園内に整備されているため、導入の必要性はないと考えています。アリーナや屋上運動広場で練習などに対応していくこととします。
インターネット環 境	3	インターネット環境を整備してほしい	既に Wi-Fi が導入されていますが、デジタル技術を活用することで、インターネット等の環境の充実化を図ります。
サウンドテーブル テニス	3	サウンドテーブルテニスができる場 所の充実	サウンドテーブルテニス用の専用室を整備する予定です。
共用スペース	3	車いすでも容易に通行できるよう段 差の解消、介助がしやすい更衣室の 充実、お風呂の設置	共用スペースの整備に当たっては、ユニバーサルデザインを 追求し、車いす利用者をはじめ、様々な障がいに配慮します。 なお、シャワー室は導入する予定ですが、お風呂(浴槽)を整 備することは現時点では想定していません。
スポーツ体験	3	色々なスポーツ体験ができるよう周 知してほしい	これまで以上に様々なスポーツが体験できるよう対応すると ともに、情報発信の強化に取り組んでいきます。
社交ダンス	2	会議室を広くしてほしい	多目的室 (スタジオ) を新たに整備することで、社交ダンスなどはより快適に利用いただけると考えています。
卓球	2	卓球室を広くしてほしい	団体等で卓球を利用される場合は、卓球室を多少広くしても 対応できないと考えています。また、混雑時については、拡充 するアリーナやフリースペースで対応していくことを想定し ています。
ボルダリング	2	ボルダリングができる壁を作ってほ しい	器具・備品で対応が可能と考えており、今後導入するかについては検討します。
その他	7	サッカー、ヨーガ、格闘技などができる場所、建替える場合は、利用が混み合う場所を広くしてほしい など	サッカー場のような広さのある敷地を確保することは難しく、また長居公園内にも球技場が整備されているため、導入する必要性は無いと考えています。アリーナや屋上運動広場で練習などに対応していくこととします。 ヨーガや格闘技は多目的室で対応が可能と考えています。 利用が混み合う場所については、利用状況やニーズを踏まえた建築モデル案としています。

問 11: 現在の長居障がい者スポーツセンターに「ない」施設、設備やサービス等について、建替え後新たにあれば よいと思うものがあれば教えてください。(自由記入)

新たにあればよい	意見数	その理由	基本構想における本市の基本的な考え方
宿泊施設	28	舞洲のような合宿等で利用できる宿 泊施設が必要、災害時や帰宅困難時 に泊まれる設備があればよい	周辺施設の状況、市場性が低いこと、敷地の広さの観点から、 優先度は低いと考えており、導入する予定はありません。
食堂・レストラン	22	施設内にあることで、周囲の目を気にせず食事ができるため、仲間と一緒に食事ができるため	民間活用スペースを確保し、施設の運営事業者の積極的な提案を求めていくことを想定しています。弁当などの飲食物の持ち込みができるスペースについては、ニーズ等を踏まえ、確保することを想定しています。
スタジオ	11	体育室ほど広くなく、少人数で利用 できるスタジオがあればよい	少人数での利用に対応した多目的室、会議室を整備する方向 で検討しています。
文化施設	11	スポーツ以外にも文化施設(点字図書室・ホール・映画館・文化事業)があれば多くの人が楽しむ事ができる	早川福祉会館点字図書室との複合化を行います。その他ホールや映画館のような機能を確保することは難しいですが、文化事業などについて、会議室や多目的室において、可能な範囲内で対応していくこととします。
こども用の施設・ 遊具	10	こどもが楽しく遊べる遊具等を設置 してほしい	こどもが楽しく遊べるよう、引き続きトランポリンやおもちゃなどの遊具を設置します。長居公園内にも遊具が設置されており、遊具の種類にもよりますが、今後配慮します。
グランド	10	屋外で出来るスポーツが少ないため、場所を広くしてほしい	グランドのような広さのある敷地を確保することは難しく、 長居公園内にも様々な屋外スポーツに対応した施設が整備されています。 屋外スポーツの種目にもよりますが、アリーナや屋上広場において、可能な範囲内で対応していくこととします。
売店	10	運動後の休憩として、軽食が買える 売店が必要、授産品が買える売店が あればよい	上記の食堂・レストランと同様に、民間活用スペースを確保 し、施設の運営事業者の積極的な提案を求めていくことを想 定しています。
教室・体験等	9	色々な教室のメニューを増やしてほ しい、色々なスポーツを体験や器具 の貸出しをできるようにしてほしい	これまでも様々なスポーツ教室の開催、体験や器具の貸出等 を行っており、ニーズ等を踏まえ、今後対応します。
防音室	9	音楽や歌を流しても音が漏れない部 屋が必要	会議室などの防音の壁の素材等について、今後配慮します。
休憩室	8	運動した後リラックスできる休憩室 が必要	フリースペースやプレイルームがその用途になります。
体育館	7	体育室が狭いため広くしてほしい、 球技専用の体育室や室内に倉庫を整 備してほしい、コンクリート床であ るため、木製床にしてほしい	利用者数やニーズのほか、様々なスポーツに対応できるよう、 現時点では2面での整備をする方向で検討しています。 コンクリート製の床は安全確保の観点から、木製又は衝撃吸 収性のある素材について、今後検討します。 アリーナでは様々なスポーツに対応することが重要であり、 特定の競技の専用コートの整備は難しいと考えています。 倉庫は室内に整備しますが、利用者専用ものを確保すること は想定していません。
避難所機能	7	災害時に障がい者が安心して避難で きる場所としての機能を確保してほ しい	長居公園が広域避難所に指定されています。新たな長居障が い者スポーツセンター(仮称)を避難所とするかについては、 区の防災計画の関係性から、今後区役所と連携していきます。
陸上競技	7	室内でのランニング、フライングディスク、投てき種目ができるように してほしい	雨天時の室内トレーニングなどに対応するため、現時点では アリーナの上層階に整備をする方向で検討しています。 フライングディスクはアリーナや屋上広場で対応が可能と考えています。 その他やり投げやハンマー投げのような投てき種目について は、陸上競技用のグラウンドのような広さのある敷地を確保 することは難しく、また長居公園内にも陸上競技場が整備されているため、導入する必要性は無いと考えています。屋上広 場で一部の陸上競技に対応していくこととします。
プール	6	プールが混み合うので8レーンにしてほしい、ジャグジー、こども用プール、50m プール	利用者数やニーズを踏まえ、現時点では6コースから8コースでの整備をする方向で検討しています。 ジャグジーについては、レジオネラ感染症のリスクなどを踏まえ、必要性について今後検討します。 こども用プールは、年中楽しめるよう、舞淵と同様に屋内での整備する方向で検討しています。 50m プールは水泳の初心者にとっては負担が大きく、ニーズにそぐわないと考えます。

新たにあればよい	意見数	その理由	基本構想における本市の基本的な考え方
プール (前頁の続き)	-	飛び込み用プールがほしい	飛び込み用プールについては、他都市の障がい者スポーツセンターの状況、安全性の確保などの観点から導入する予定は
ボルダリング	5	体幹が鍛えられるのでボルダリング	ありません。 器具・備品で対応が可能と考えており、今後導入するかについ
71000 000		を設置してほしい	ては検討します。
会議室	4	会議室が不足しているので、部屋数 を増やしてほしい	最近では、会議室の利用人数は定員に対して少人数での利用 が多く、土曜日の昼間などは稼働率も高いため、会議室の広さ を可変でき、部屋数が増えるよう整備する予定です。
テニスコート	4	車いすテニス、ブラインドテニスが できるようにしてほしい	テニスコートは、長居公園内に整備されているため、導入の必要性はないと考えています。アリーナや屋上運動広場で連取などに対応していくこととします。
ボッチャコート	4	誰もが楽しめるスポーツであるの で、専用コートがあればよい	専用コートを確保することは難しいですが、新設する多目的 室などの利用を想定しています。
アーチェリー場	3	現在は 50m が撃てないため	ニーズと安全面への配慮しながら、50m にも対応したアーチェリー専用の場所を整備する方向で検討しています。
フットサル場	3	フットサル場がほしい	フットサル場のような広さのある敷地を確保することは難しく、また長居公園内にもフットサル場が整備されているため、 導入する必要性は無いと考えています。アリーナや屋上運動 広場で練習などに対応していくこととします。
e スポーツ	2	e スポーツに興味がある方が増えているため、体験できる施設があればよい	e スポーツの捉え方について国でも検討していく必要があると示されており、今後必要となった場合は、多目的室で対応していくこととします。
サウンドテーブル テニス室	2	周囲の音が遮断され、競技に集中で きる専用室が必要なため	サウンドテーブルテニス専用室を整備する方向で検討しています。
スヌーズレン室	2	重度の知的障がいのある人がリラックスすることができるため	リラックスルームの用途としてプレイルームを、その他には カームダウンエリアを新設する方向で検討しています。
福祉相談機能	2	生活や就労など、ワンストップな相 談や情報を知ることができる機関が ほしい	市内には、障がいのある人の身近な地域にも民間事業者が運営する様々な障がい福祉サービス事業所が存在しており、ニーズを踏まえ、今後検討します。
その他 (スポーツ施設)	12	カーリング、乗馬、ダーツ、ビリヤード、野球場、リハビリ施設の新設、最新設備や多層階での整備 など	カーリングは冬季種目であり、地理的条件やコスト面から導入は難しいと考えています。 乗馬は鶴見緑地にあり、敷地の確保などから難しいと考えています。 ダーツ、ビリヤードなどは備品での対応は可能ですが、アミューズメント性もあり、本施設に相応しいのかについて検討する必要があります。 野球場のような広さの敷地を確保することはできませんが、アリーナでキャッチボール等の練習には対応していきます。リハビリ施設の内容にもよりますが、リハビリを目的としたスポーツメニューには対応します。デジタル技術の活用など、最新の設備については検討します。多層階については3階建てを想定しています。
その他(共用施設)	17	通路の手すりを増やしてほしい、トイレ(車いす用トイレ・屋外トイレ)の充実、個室シャワー、入浴施設、ベビールーム、湯茶室 など	入浴施設(浴槽)以外については、安心、安全かつ快適性に配 慮のうえ、検討します。
その他 (サービス等)	13	カラオケ、マッサージができるよう にしてほしい、インターネット環境 の整備、一般開放、利用・予約方法の 改善 など	既に合唱などの文化的事業に利用されています。カラオケやマッサージは本施設に相応しくないと考えます。デジタル技術も積極的に活用し、インターネット環境の充実や利用予約方法の改善を図ります。 一般開放については、障がい者専用施設としての運営は重視しつつ、障がいのある人・ない人との交流を促進できるような機能面について検討します。

2 障がい者スポーツセンターの直近5年間の利用者数の状況

(1) 長居障がい者スポーツセンター

	開館	延利用		内訳	(人)	
年度	日数	者数	個人	利用	専用和	利用
	(目)	(人)	障がい者	介護人	障がい者	介護人
平成 28 年度	297	361, 511	182, 934	77, 364	62, 816	38, 397
平成 29 年度	298	373, 081	185, 109	81, 475	65, 402	41, 095
平成 30 年度	294	345, 425	172, 704	75, 464	60, 082	37, 175
令和元年度	270	311, 583	158, 508	68, 537	52, 219	32, 319
令和2年度	239	37, 646	18, 629	2, 487	10, 426	6, 104
令和3年度	251	60, 429	36, 426	5, 369	11, 894	6, 734
平成 28 年度	12月1日~	12月1日~3月8日 改修工事に伴うプール供用休止				
平成 30 年度	9月6日~14日 台風被害に伴う休館					
令和元年度	1月4日~	2月28日 改修	工事に伴うプー	ル供用休止		
	2月 29 日~3月 31 日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館					
令和2年度	4月1日~6月7日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館					
	その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少					
令和3年度	4月25日~	6月20日 新	型コロナウイルス	ス感染症拡大防止	に伴う全館休館	
	その後再開	し、供用時間の	短縮や利用制限!	こ伴う利用者数の)大幅な減少	

(2) 舞洲障がい者スポーツセンター (スポーツ施設)

	開館	延利用		内訳	(人)	
年度	日数	者数	個人	利用	専用利	利用
	(目)	(人)	障がい者	介護人	障がい者	介護人
平成 28 年度	300	267, 446	127, 218	76, 969	36, 177	27, 082
平成 29 年度	298	263, 637	129, 013	74, 527	35, 825	24, 272
平成 30 年度	297	257, 826	125, 133	70, 684	37, 011	24, 998
令和元年度	273	225, 974	107, 260	62, 539	33, 357	22, 818
令和2年度	243	38, 840	22, 124	11, 590	3, 097	2, 029
令和3年度	250	49, 436	26, 617	12, 774	5, 951	4, 094
平成 28 年度	12月21日~28日 改修工事に伴うプール供用休止					
平成 29 年度	12月20日~28日 改修工事に伴うプール供用休止					
平成 30 年度	12月19日~	12月19日~28日 改修工事に伴うプール供用休止				
令和元年度	12月18日~28日 改修工事に伴うプール供用休止					
	2月29日~3月31日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館					
令和2年度	4月1日~6月7日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館					
	その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少					
令和3年度	4月25日~	~6月20日 新	型コロナウイルス	ス感染症拡大防」	上に伴う全館休館	
	その後再開	し、供用時間の	短縮や利用制限は	こ伴う利用者数の	り大幅な減少	

(3) 舞洲障がい者スポーツセンター(宿泊・研修施設)

		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
	開館	延利用		内訳	(人)	
年度	日数 (日)	者数 (人)	宿泊	休憩	研修室	大広間
平成 28 年度	無休	27, 001	14, 266	1, 251	7, 946	3, 538
平成 29 年度	無休	24, 736	13, 153	1, 205	7, 173	3, 205
平成 30 年度	無休	23, 290	11, 844	1, 043	7, 135	3, 268
令和元年度	無休	21, 051	10, 728	944	6, 573	2,806
令和2年度	無休	5, 486	2, 657	940	1, 719	170
令和3年度	308	4, 723	2, 091	482	1, 837	313
令和元年度	3月から新	型コロナウイル	ス感染症の影響に	こ伴う利用者の大	に幅な減少	
令和2年度	新型コロナ	ウイルス感染症の	の影響に伴う利用	用者の大幅な減少	>	
令和3年度	4月25日~	~ 6月20日新型:	コロナウイルス原	感染症拡大防止に	1伴う全館休館	

その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少

- 72 -

3 早川福祉会館の直近5年間の利用者数等の状況

(1) 利用者数の状況

	開館	延利用		Þ	可訳 (人)		
年度	日数 (日)	者数 (人)	201 号室	202 号室	401 号室	402 号室	403 号室
平成 28 年度	293	45, 440	9, 562	9,030	16, 246	5, 004	5, 598
平成 29 年度	293	46, 894	8, 793	8,714	16, 907	5, 391	7, 089
平成 30 年度	295	46, 021	8, 513	8,832	16, 446	5, 958	6, 272
令和元年度	264	47, 144	7, 692	7, 793	20, 222	5, 960	5, 477
令和2年度	245	23, 801	3, 330	5, 074	9, 756	4, 081	1,560
令和3年度	249	26, 681	4, 051	5, 596	10, 684	3, 846	2, 504
令和元年度 令和2年度	2月29日~3月31日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館 4月1日~6月7日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う全館休館 その後再開し、供用時間の短縮や利用制限に伴う利用者数の大幅な減少						
令和3年度	4月25日~ その後再開	~ 6月20日 新 し、供用時間の	型コロナウイバ 短縮や利用制隙				

(2) 施設の利用状況

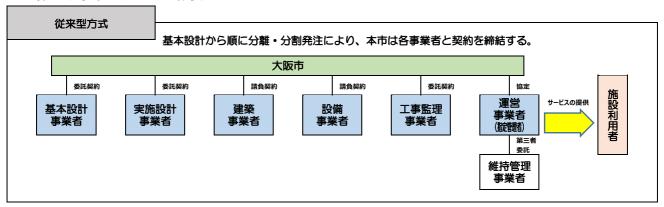
	規模	令和元年度 延利用者数(人)	想定される平均的な滞在者数
会議室	20~120名	47, 144	19.8 人/室(5 室×3 コマ×264 日×稼働率 60%) (平日夜間 10~休日昼間 100%)

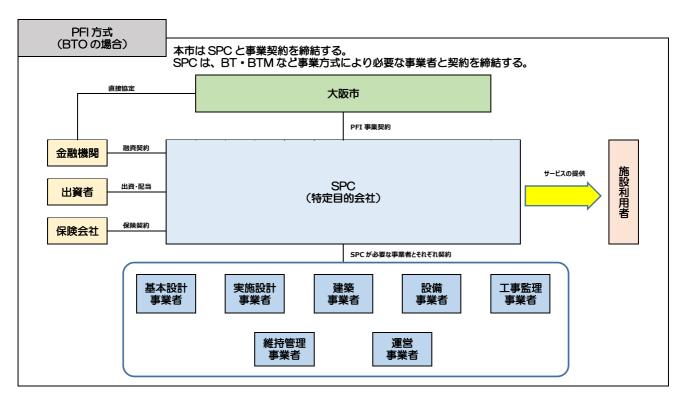
(3) 指定管理者の収支決算

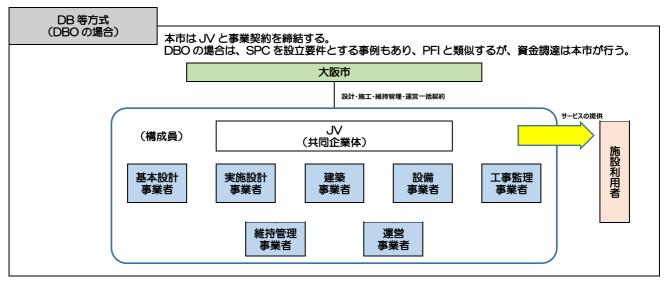
(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
業務代行料	33, 668	33, 658	34, 292	34, 292	34, 901
その他収入	7, 377	8, 078	7, 972	5, 011	6, 495
収入合計	41, 045	41, 736	42, 264	39, 303	41, 396
人件費	11, 615	12, 761	11, 637	11, 667	11, 942
物件費	29, 430	28, 981	30, 627	27, 636	29, 454
支出合計	41, 045	41, 743	42, 264	39, 303	41, 396
収支差	0	▲ 7	0	0	0
総収入に占める業務代行料の割合	82%	81%	81%	87%	84%

4 様々な事業スキームの概要







5 基本構想検討会議の概要

(1) 基本構想検討会議メンバー

氏名	所属・役職
石橋 勇人	大阪公立大学大学院情報学研究科 教授
栄徳 美沙季	大阪障がい者スポーツ指導者協議会 理事
岡幸一	社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会 法人統括部長
加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科 教授
崎山 忠行	長居障がい者スポーツセンター公認クラブ 大阪グッパーズ 副部長
曽根 裕二	大阪体育大学教育学部教育学科 准教授
田垣 正晋	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 教授
津川 智江	社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 評議員
林 かよみ	長居障がい者スポーツセンター公認クラブ 視覚障害者マラソン練習会 長居わーわーず 代表
三上 真二	公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部長
吉岡 聡司	大阪大学サステイナブルキャンパスオフィス キャンパスデザイン部門准教授

(2) 基本構想検討会議の開催概要

開催経過	概要
第1回(令和4年6月17日開催)	・ 障がい者スポーツセンターの概要と経過の報告・ マーケットサウンディング(市場調査)の実施に関する報告・ 施設の整備・運営に関する意見交換
第2回 (令和4年9月5日開催)	・ 基本構想(骨子案)に関する意見聴取
第3回 (令和4年11月28日開催)	・ 基本構想(中間案)に関する意見聴取
第4回 (令和5年3月15日開催)	・ パブリック・コメントの実施結果の報告・ 基本構想(最終案)に関する意見聴取

6 用語の説明

この基本構想では、可能な範囲において、用語の解説等を各ページの説明書きに注記等を行っており、本項においては、記載しきれなかった用語の説明をページ順に補足しています。

O DX (デジタルトランスフォーメーション) (P5 ほか)

様々な定義が存在しますが、簡単に言うと、IT の活用を通じて組織を変革しつつ、顧客のニーズを満たすことで競争力を向上させることを指します。ここで言う「組織」には企業だけでなく行政など公的な組織も含まれており、「顧客」には企業の取引先や消費者だけでなく行政サービスを受ける住民も含まれています。この基本構想においては、日々進歩するデジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)におけるサービスの向上と徹底した業務効率化を図っていくことを意図して使用しています。

※ 出典: デジタル庁 デジタル庁が進める「DX (デジタルトランスフォーメーション)」とは

O ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) (P23 ほか)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

※ 出典:環境省 ZEBとは?

O ユニバーサルデザイン (P26 ほか)

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方です。

※ 出典: ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

〇 用途地域 (P44)

建築物の用途・規模・形態などの規制や誘導を通じて、市街化区域内の土地利用の方向づけを行うために、 都市計画で「用途地域」を定めています。

※ 出典:大阪市計画調整局 用途地域

〇 第1種住居地域 (P44)

大規模な店舗・事務所の立地を制限し、住環境を保護するための地域のことです。

※ 出典:大阪市計画調整局 地域地区(用途地域等) について

O 建蔽率 (P44)

建物の建築面積(注)の敷地面積に対する割合のことです。

(注) 原則として建物の外壁かこれにかわる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

O 容積率 (P44)

建物の延べ面積(各階の床面積(注)の合計)の敷地面積に対する割合のことです。

(注) 建物の床部分のうち、車庫などは容積率を計算するうえで床面積に算入しない場合もあります。

〇 日影規制 (P44)

住宅地における居住環境を保護するために、中高層の建物(高さが 10mをこえるもの)によって周辺にできる日影の時間を一定限度以下に制限し、日照などの環境を確保するためのルールです。

※ 出典:大阪市計画調整局 建築に関するよくあるお問い合わせ

O 緑化率 (P44)

建物などの敷地面積に対する緑化の面積の割合をいいます。

〇 緑視率 (P44)

ある視点場における視野内に占める緑の量の割合を示すものであり、実感できる緑を表す指標のひとつです。 ※ 出典:大阪市建設局 令和3年度の緑視率を公表します

(発行)

担 当 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

住 所 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

電話番号 06-6208-8075